

荒川将来像計画 2010

地区別計画

〔墨田区〕

荒川の将来を考える協議会

まえがき

墨田区を流れる荒川は、明治末期の2度の洪水を契機として洪水からまちを守るためにつくられた人工の放水路ですが、完成して約80年経った現在では人工のものとは思えないほど、ひとつの風景としてすっかり地域に定着し親しまれています。

この荒川（荒川の下流部分）を巡って、私たちの様々な欲求がふえてきています。一つにはこの荒川に生まれた豊かな自然を守り育てる場、極度に都市化された墨田区内にあって残された貴重な空間としての、スポーツ・レクリエーションを楽しめる場、地震時の避難場所、また、水面を舟運の路や洪水から守ること等、多面的利・活用が求められています。

「荒川将来像計画」は「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から眺め、様々な意見を調整し、荒川の将来の姿を提示したものです。「荒川将来像計画」は荒川の下流部全体を対象に目指すべき川づくりを示す全体構想と、沿川市区毎にまとめた地区別計画にわかれています。墨田区の地区別計画については、「活気とうるおいのある水辺のまちづくり」実現のため、平成8年4月に策定されており、この計画に基づき鋭意整備を進めてきました。この度、策定から10年余りが経過し、社会情勢等の変化や現状の課題を整理し、それらへの対策や魅力をより向上させるための取り組みについて、荒川下流部全体の今後の川づくりの方向性を示す「推進計画」が策定されました。本地区別計画は、「推進計画」を受け、荒川下流部の沿川関係自治体である2市7区において、各市区が住民と協働で川づくりを行うための行動指針としてとりまとめられたものです。

なお、本計画は、荒川下流部の沿川2市7区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により、その将来像について検討し、また関係する多くの方々との協議により策定したものです。

荒川の将来を考える協議会

墨田区長 山崎昇

国土交通省荒川下流河川事務所長 波多野真樹

目 次

1. 地区別計画とは	1
1.1 計画のねらい.....	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 検討体制.....	3
1.4 推進計画のあらまし.....	4
2. 荒川づくりの考え方	5
2.1 まちづくりの中での荒川の役割.....	5
2.2 すみだ荒川づくりの基本方針	7
2.2.1 基本方針	7
2.2.2 荒川をよくする墨田区民会議 活動内容まとめ	8
2.2.3 隅田水門自然観察エリア これまでの取り組み	11
2.3 土地利用計画.....	14
2.4 ブロック別計画	19
2.4.1 現況土地利用	19
2.4.2 ブロック区分	20
2.4.3 ブロック別計画	21
3. 荒川の維持・管理の考え方	36
3.1 基本的な考え方	36
3.1.1 管理計画策定の背景	36
3.1.2 管理上の課題	37
3.1.3 管理計画の手法	37
3.2 行政と区民の役割	38
3.2.1 国土交通省（河川管理者）が行う維持管理	38
3.2.2 墨田区が行う維持管理.....	39
3.2.3 区民が行う維持管理	39
3.2.4 協働で行う維持管理	40
3.2.5 場所ごとの維持管理内容と役割分担	41
3.3 河川敷の管理計画	47
3.4 自らできる川づくり支援の仕組み	48
4. 優先的に取り組む施策	49
4.1 隅田水門自然観察エリアの整備・維持管理.....	49
4.2 リバーステーションの設置	52
5. 計画の実施に向けて	54
5.1 推進の仕組み.....	54
5.2 計画の変更プロセス	54
5.3 計画書の周知.....	54

1. 地区別計画とは

第1章は、計画のねらい、位置づけ、検討体制、構成など、地区別計画のあらましを示すものです。特に、前回策定した地区計画との違いや推進計画との違いを分かりやすく解説しています。

1.1 計画のねらい

平成8年4月に策定された「荒川将来像計画」は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめたものです。荒川下流部は、この計画に基づき自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間となるよう整備が進められています。整備を進めるにあたっては、「荒川市民会議」の議論を踏まえるとともに、沿川自治体の協力により親しみのある荒川づくりを進めているところです。

一方、策定より10年余りの年月が経過し、社会情勢等が変化してきた中で、河川敷の自然地への要望の増加や不法投棄や漂着によるゴミの増加、河川敷における迷惑行為の増加、などの新たな課題が健在化しています。

このような背景の下、これまでに得た知見をもとに、荒川下流部における新たな課題に対応し、これらの解決とより魅力的な川とするため、「荒川将来像計画 2010 推進計画」が平成22年7月に策定され、それに基づき「荒川将来像計画 2010 地区別計画」を策定しました。



墨田区を流れる荒川（7.0km～9.5km）

1.2 計画の位置づけ

「荒川将来像計画 2010 推進計画」は、「将来像計画 全体構想書 1996」の理念と方針を踏襲し、荒川下流部全体の今後概ね 10 年後の望ましい姿を目指した計画として、とりまとめたものです。

地区別計画は、この推進計画をふまえ、荒川下流部の沿川関係自治体である 2 市 7 区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市）が主体となって、それぞれの地区における今後の 10 年間の川づくりの取り組みと今後の維持・管理の方針を地区別計画として策定するものです。

また、これまでの 10 年余りの取り組みの結果として、自然地の保全・創出や多目的地の整備等が推進され、荒川の望ましい姿に近づくよう取り組みが行われています。本計画では、これまでの河川整備・保全の成果・効果を継続的に発現するための取り組みと市民との協働による河川管理を進めていきたいと考えております。

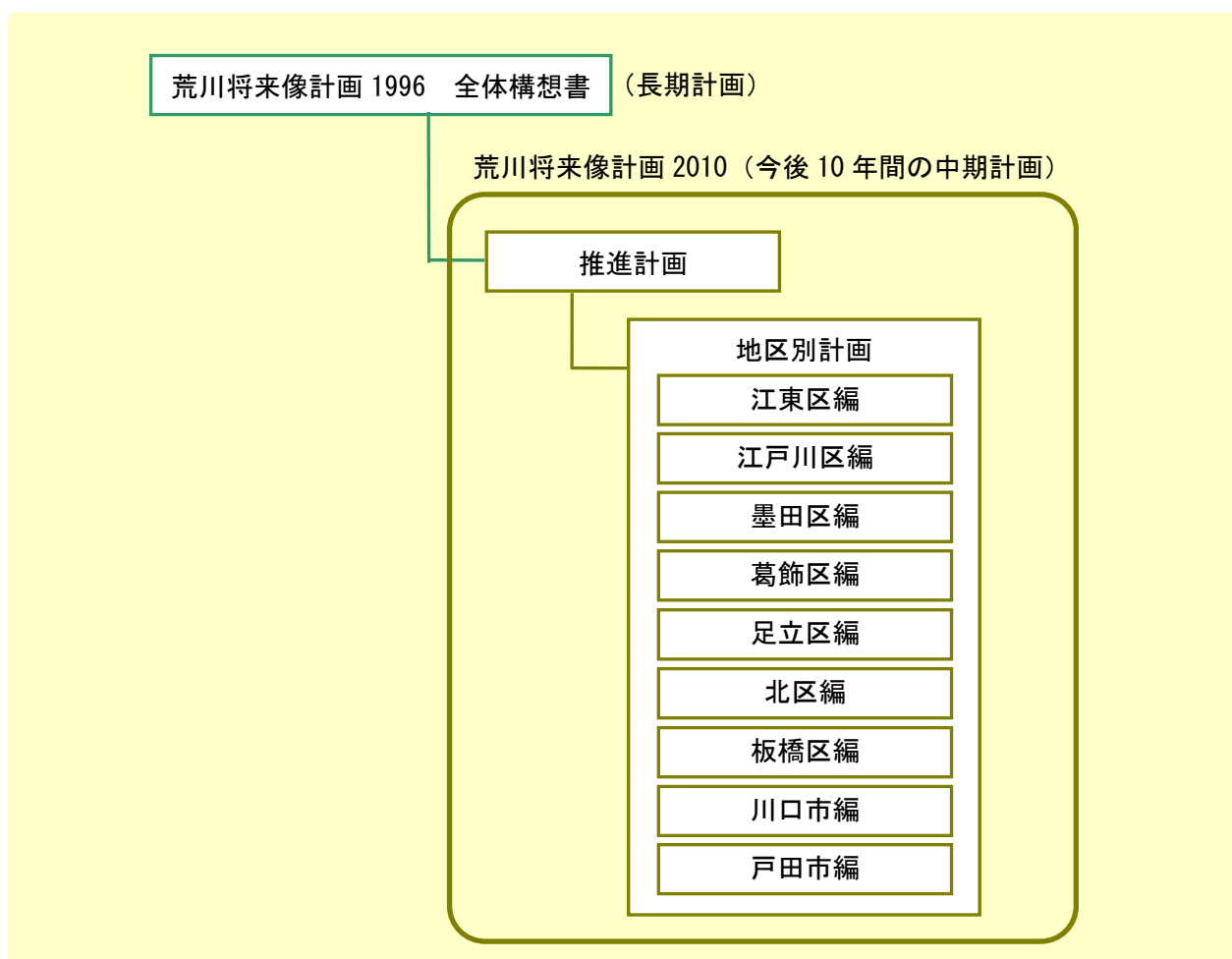


図 1 荒川将来像計画 2010 の構成

1.3 検討体制

地区別計画は自治体及び国により原案を作成した上で、「荒川をよくする墨田区民会議」（以下、荒川市民会議という）等において地域住民の意見聴取を行い、「荒川の将来を考える協議会」への案の提出・承認を得て策定します。

地区別計画策定後は、ブロック毎の計画の改善に向けて、フォローアップを行うものとし、必要に応じて内容の見直しを行っていきます。

なお、荒川市民会議では整備や管理の課題の検討について、必要に応じて分科会等を設置し、継続的に検討することとしています。

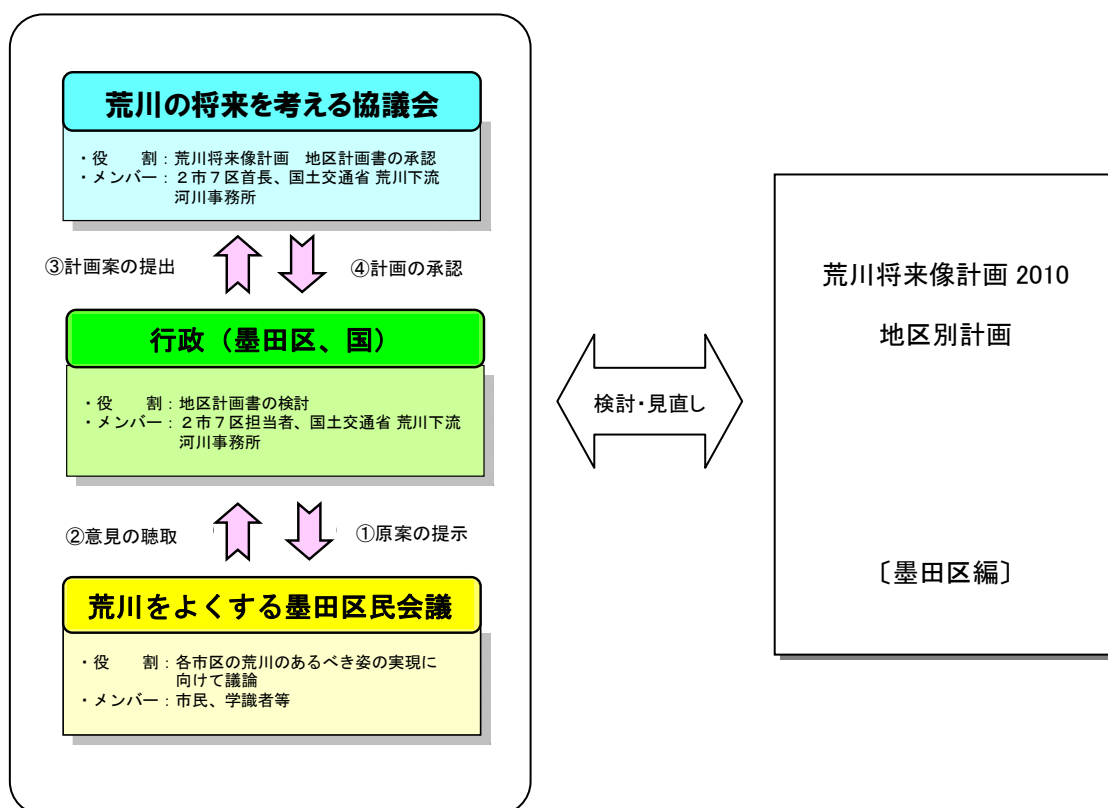


図 2 荒川将来像計画 2010 地区別計画の検討体制

1.4 推進計画のあらまし

「荒川将来像計画 2010 推進計画」では、「放水路から川らしい水辺へ」をスローガンとして掲げ、治水・環境・利用の相互関係を大切にしたバランスのとれた川づくりの取り組みを3つの理念に基づいて進めていくものとします。

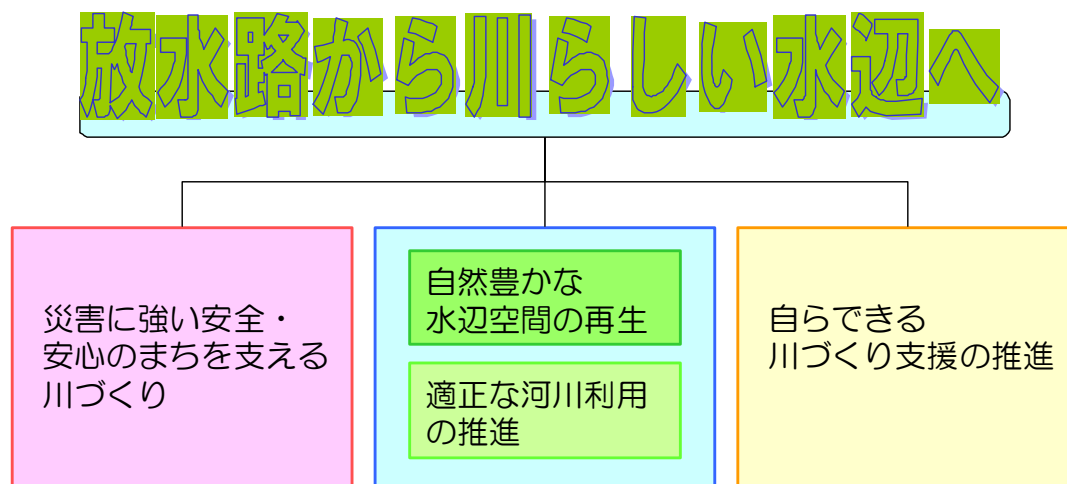


図 3 荒川下流部の川づくりの基本理念

推進計画では、上記の基本理念をもとに以下の4つの取り組みを推進していきます。

○ 災害に強い安全・安心を守る川づくり

- ・ 水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業の推進
- ・ 地震時に対応した河川敷、河川を円滑に活用できる取り組みの推進
- ・ 河川敷道路、緊急用舟着場の確保と危機管理の推進

○ 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり

- ・ 既存の自然地や新たな自然地の保全・創出
- ・ 水質を改善検討し、誰もが安全に親しめる水辺の創出

○ 適正な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり

- ・ 利用ルール作成による、誰もが気持ちよく過ごすことができる雰囲気づくり
- ・ 植樹や便益施設の設置基準の改善と治水安全上に配慮した植樹、ベンチの創出
- ・ 河川敷利用のゾーニングをベースとした多様な利用スペースの拡充

○ 自らできる川づくり支援を推進する川づくり

- ・ 現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくための区民との協働による河川管理の推進

2. 荒川づくりの考え方

「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」は短期計画として概ね10年後の姿を示し、地域の人々の協力のもとに、その実現に取り組んで来ました。

策定後10数年が経過した今、その進捗を調査し、当初の計画との整合を確認するとともに、河川環境や河川利用への意識の変化などの社会情勢への対応を図ることが必要となっています。

このため地区別計画では、平成8年から平成21年にかけて整備された当初の計画の進捗状況と、その成果と課題を明らかにした上で、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。

以上を受け第2章では、これから概ね10年後の荒川下流部全体の望ましい姿を実現するための方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取り組みの内容を示します。

2.1 まちづくりの中での荒川の役割

墨田区には、荒川、隅田川という大きな河川があると同時に、大横川、竪川などの中小河川が縦横に流れています。その中でも荒川は、区の面積13.75平方キロメートルの約1割を占めている大きな河川です。現在では、この広い敷地を利用して、八広水辺公園等の自然地や、野球場等のレクリエーション施設などがあり、区内外を問わず、様々な人に親しまれています。また、災害時には、広域避難場所としても指定されているため、貴重なオープンスペースとして様々な活用がされています。

墨田区基本構想では、まちづくりの基本理念として、「～水と歴史のハーモニー～人が輝く いきいき すみだ」を掲げています。豊かな水辺に恵まれ、江戸からの歴史や文化が薫るまちである「すみだ」固有の魅力を、将来にわたって高めていくまちづくりを目指しており、この基本構想に基いた考えを、墨田区基本計画などのまちづくり計画等に反映する形となっています。

水と緑に親しめ、やすらぎが実感できる空間をつくる（墨田区基本計画）

荒川河川敷一帯の豊かな水辺空間は、「水の都すみだ」を象徴する一要素であるとともに、都市の中の貴重な自然空間となっています。墨田区基本計画では、荒川自然生態園整備事業について、基本計画全体をリーディングする（先頭に立って導く）誘導的なプロジェクト事業の一つとして区が取り組む事としており、「荒川将来像計画」に基づき、荒川の河川敷を生物が生息できる自然豊かな拠点として環境整備することとしています。

防災機能を確保する空間として（墨田区地域防災計画）

その広大なオープンスペースを活かし、災害時における避難場所として墨田区地域防災計画の中で位置づけられています。また、災害からの復旧時にがれき仮置場として活用することも墨田区地域防災計画において想定されています。

また、荒川の持つ防災機能をさらに拡充するために、リバーステーション（災害発生時の緊急用船着場）の設置が必要であり、実施に向けた協議を関係機関とともに進めていきます。

スポーツ・レクリエーションの拠点として（都市計画マスタープラン）

荒川河川敷は密集した市街地において、区内最大の貴重なオープンスペースがあり、運動場も多数あります。このことから区の都市計画マスタープランでは荒川河川敷を区民のスポーツ・レクリエーションの拠点として位置づけています。

2.2 すみだ荒川づくりの基本方針

2.2.1 基本方針

多様な生物が生息でき、緑豊かで水に親しめる魅力的な水辺空間「荒川」をつくる

多様な顔を持つ荒川ですが、区の最上位計画である基本計画における役割を重視して、これから 10 年間ににおける荒川づくりの基本方針を「多様な生物が生息でき、緑豊かで水に親しめる魅力的な水辺空間「荒川」をつくる」としました。

これに基づき、区民がみどりの豊かさを十分に感じるために、水や緑に親しめるような河川敷の整備を行うとともに、環境学習の拠点としての利用を促進していきます。

上記のような環境整備とあわせて、防災機能・レクリエーション機能の拡充も図っていきます。

また、これから 10 年間ににおける荒川づくりの中で、優先的に取り組む施策として以下の 2 つを設定します。

①隅田水門自然観察エリアの整備・維持管理

②リバーステーションの設置

施策の詳細な内容については、49 ページ以降に記載しています。

2.2.2 荒川をよくする墨田区民会議 活動内容まとめ

本地区別計画は、荒川市民会議における議論をベースに策定しています。

ここでは、荒川市民会議における活動内容をまとめました。

第1期荒川市民会議 平成9年1月から平成11年1月まで 全11回会議 28名

荒川の自然環境や河川工事のあり方など将来あるべき姿について、国土交通省荒川下流河川事務所で『荒川将来像計画』を策定し、この計画の策定後に荒川をまもりそだてる体制として荒川沿川2市7区で『荒川市民会議』を設置することになりました。

第1期では、市民会議愛称名の設定やヒヌマイトトンボ生息地事業の住民参加の検討及び3つのテーマ『緊急時の荒川』『自然地としての荒川』『荒川とくらしのかかわり』について検討を行いました。

第2期荒川市民会議 平成11年3月から平成13年1月まで 全11回会議 40名

木根川橋付近自然地の整備イメージの作成を行いました。イメージを作成するにあたり、現地や他区の整備事例の調査会を行いました。

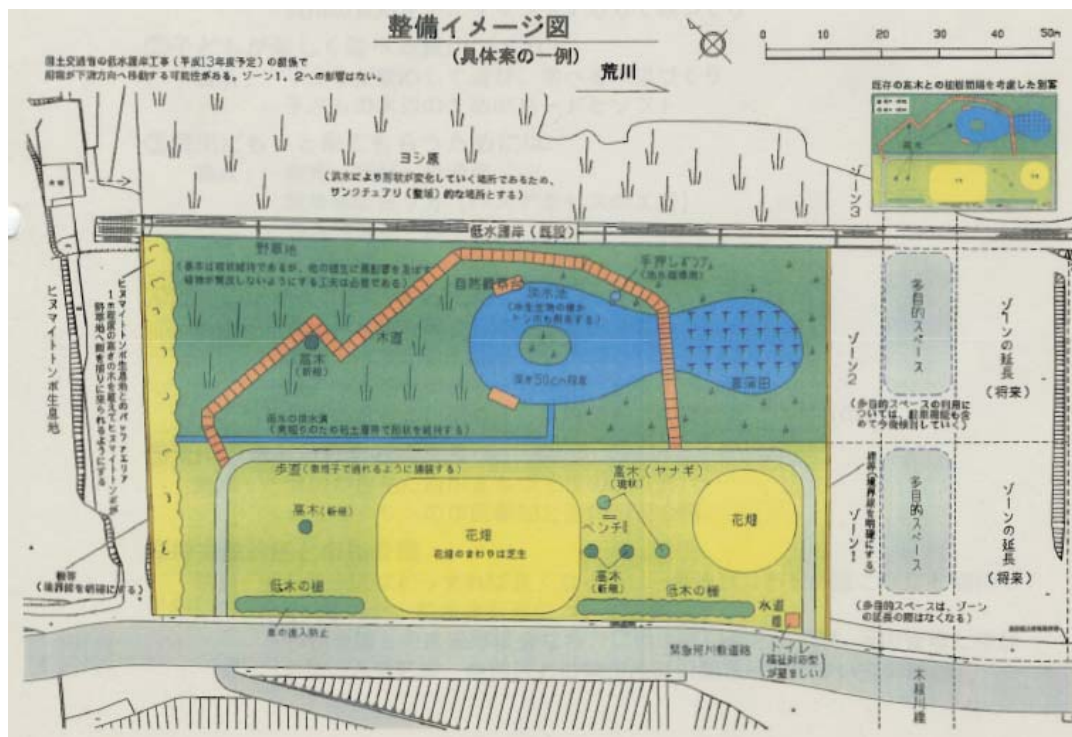


図 4 木根川橋付近自然地整備イメージ図

第3期荒川市民会議 平成13年5月から平成15年2月まで 全10回会議 22名

第2期で作成した『木根川橋付近整備イメージ図』を実現させるため、花畑分科会、川づくりボランティア分科会を設立し、整備計画書及び維持管理計画書を策定しました。

墨田区で荒川の土地の占用申請を行ない、木根川橋付近自然地の公園的整備ゾーン（ゾーン1）の整備が始まりました。

第4期荒川市民会議 平成16年6月から平成17年3月まで 全6回会議 16名

木根川橋付近自然地のより具体的な整備についての検討及び葛飾区の荒川市民会議との交流を行いました。

木根川橋付近自然地の整備イメージ図の修正を行い、平成15年度にはゾーン1に園路を設置し、平成16年度は新たな土地の占用（ゾーン2）を行い、自然地にアプローチするためのあぜ道を設置しました。



整備が完了した木根川橋付近自然地

第5期荒川市民会議 平成17年5月から平成19年3月まで 全6回会議 18名

自然地としての整備が完了した木根川橋付近自然地の管理・運営方針についてボランティア活動や学校での活用等を視野に置いた検討を行いました。

荒川高水敷の現状と課題について現地観察会を開催して確認しました。その後、隅田水門付近と木下川排水機場付近の2未整備自然地の整備計画の見直しについて検討を進めました。

第6期荒川市民会議 平成19年5月から平成21年3月まで 全6回会議 17名

第5期から引続き隅田水門付近と木下川排水機場付近の自然地の検討を行いました。自然地イメージづくり分科会を設立して議論を行い、整備イメージの修正を行いました。

策定から10年が経過した「荒川将来像計画 地区計画書」の整備イメージについて、見直し及び提言を行い、「新・荒川将来像計画」への要望をとりまとめました。

リバーステーションの設置について要望していくことを決議しました。

第7期荒川市民会議 平成21年5月から平成23年3月まで 全6回会議 21名

水際部のあり方・使い方について検討を行い、遊歩道の設置案を作成しました。

自然地の活用・維持管理について自然地管理分科会を設立して議論を行い、他区における自然地の見学をして区内自然地との比較・検討を行いました。

「荒川将来像計画2010」が策定されたことに伴い、「荒川将来像計画・地区別計画」の検討・策定を開始しました。



自然地管理分科会における現地見学会の様子

第8期荒川市民会議 平成23年7月から平成24年3月まで 全3回会議 24名

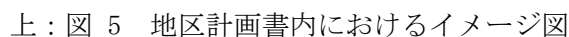
「荒川将来像計画2010地区別計画〔墨田区〕」の検討・策定作業を行いました。地区別計画の検討にあたっては地区別計画検討分科会を設置し、詳細な議論を行いました。

「優先的に取り組む施策」の1つである隅田水門観察エリアの整備・維持管理については、第1期荒川市民会議から長年議論されてきたものです。

平成8年

地区計画部
荒川将来像計画
〔黒川区域〕
平成元年4月

荒川の将来を考える協議会
編 田 部 隆
建設省荒川下流工事事務所



平成10年

11

平成19年

第5期荒川市民会議にて、自然地の整備方針について再検討をしました。



第5期市民会議の様子

平成20年

第5期荒川市民会議に引続き、第6期荒川市民会議でも自然地の整備方針について再検討しました。また、自然地イメージについての分科会を立ち上げ、第1期荒川市民会議にて作成した整備イメージを修正しました。

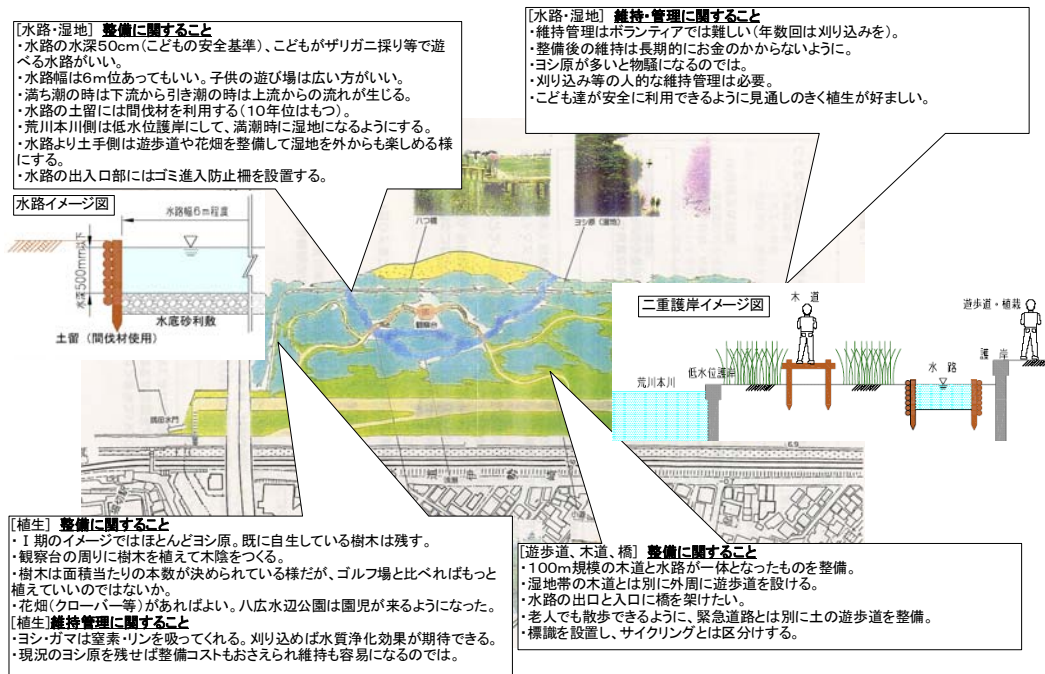


図8 隅田水門自然地イメージ図(修正後)

平成23年

自然地を市民・行政が協働で維持管理していくための管理・運営手法について検討することを目的に、行政・地元町会・学識経験者を構成員として、荒川下流部自然地管理・運営検討会が設立されました。検討会の中で隅田水門自然地の整備後の維持管理について検討しました。

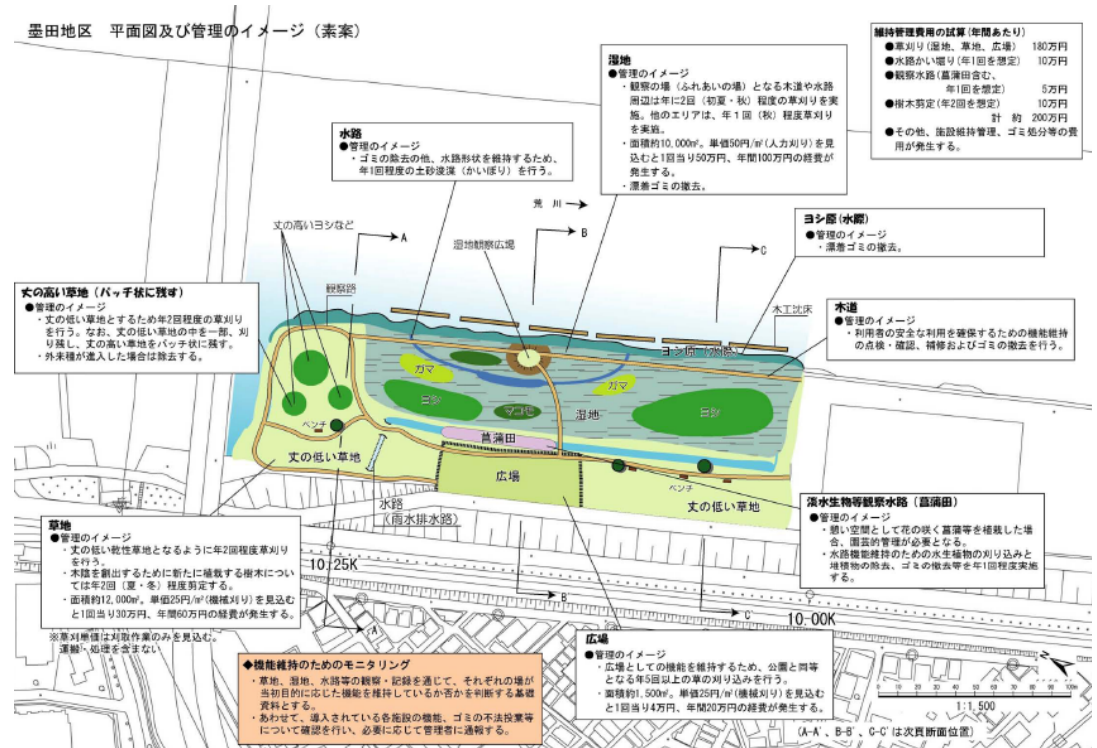


図 9 荒川下流部自然地管理・運営検討会にて作成したイメージ図
(市民会議で作成された図 8 のイメージ図が元になっています)

平成24年

荒川将来像計画2010地区別計画【墨田区】の中で『優先的に取り組む施策』として設定しました。

※詳細な内容については49～51ページに記載してあります。

2.3 土地利用計画

推進計画では、現状の河川敷利用状況をふまえながら、これから概ね10年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に「自然系ゾーン」「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

「自然系ゾーン」は主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていくゾーン、「利用系ゾーン」は主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適切な利用を図っていくゾーンとします。

墨田区地区別計画では、このゾーニングに基づき、現況の土地利用と今後の基本方針をふまえ、下表で示した区分に従って水際を含むゾーン内の詳細な土地利用区分を設定しました。

表 1 墨田区における土地利用区分

推進計画 ゾーニング	土地利用区分		目的	利用例
自然系ゾーン 利用系ゾーン	自然保全地		現存する自然環境を保全する	環境調査
	自然利用地		区民が自然環境に親しむ	環境教育、自然観察、釣り、散策、草摘み、虫取り ※治水整備に伴う土砂の仮置き場としての暫定利用
	多目的地		多目的に利用	散策、ピクニック、球技以外のスポーツ等
	利用施設	各種競技場	野球、サッカー等の特定のスポーツを行う	野球、サッカー、ゲートボール、陸上競技等
		その他	スポーツ以外の特定の目的で使用	駐車場、船着場、緊急用河川敷道路等



木根川橋～四つ木橋周辺の護岸（8.0km～10.0km）

また、荒川下流部の水辺の横断形状を「干潟タイプ」「湿地化タイプ」「親水タイプ」および治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の4タイプを設定しました。

このうち墨田区では「干潟タイプ」「親水タイプ」「直壁護岸タイプ」の整備を行うこととし、干潟やワンド等のエリアでは、必要に応じて水辺に沿った散策路兼管理用通路や堤防側から水辺に近づくための通路の整備を行います。

以上の土地利用区分と水辺整備のタイプをふまえ、図として示したのが17・18ページに掲載している図11・12となります。

表 2 荒川下流における水辺整備のタイプ

タイプ名		内 容
A	干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う
B	湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う
C	親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する
D	直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や改変が難しい箇所で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する



干潟タイプ



湿地化タイプ



親水タイプ



直壁護岸タイプ

現況

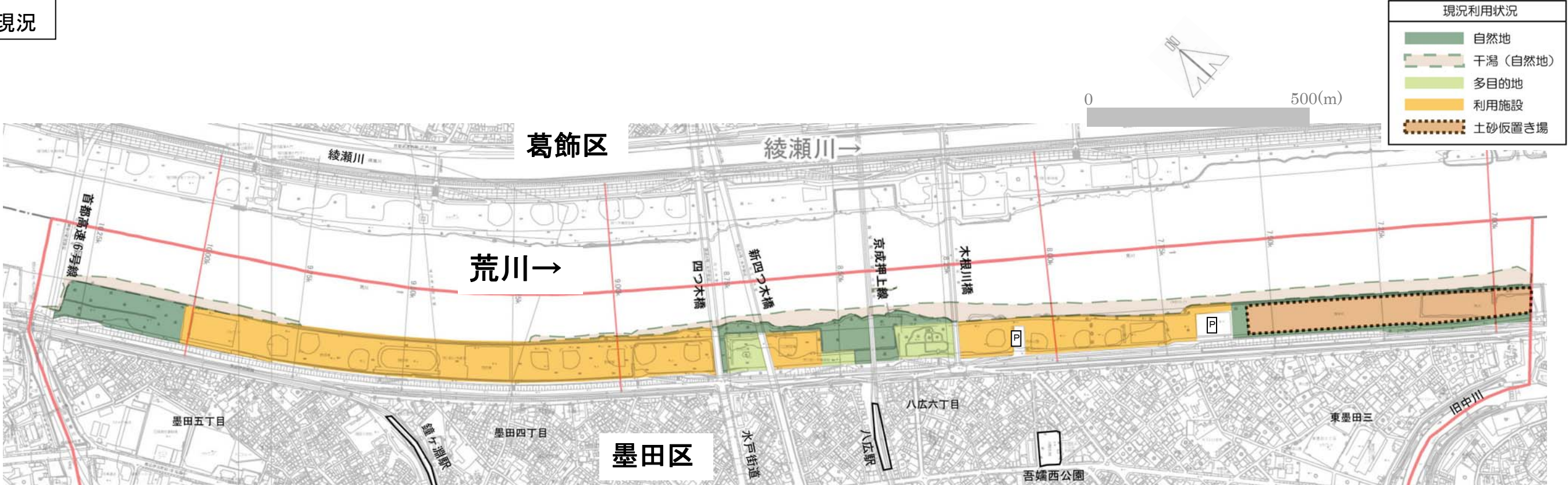


図 10 墨田区の現況

計画

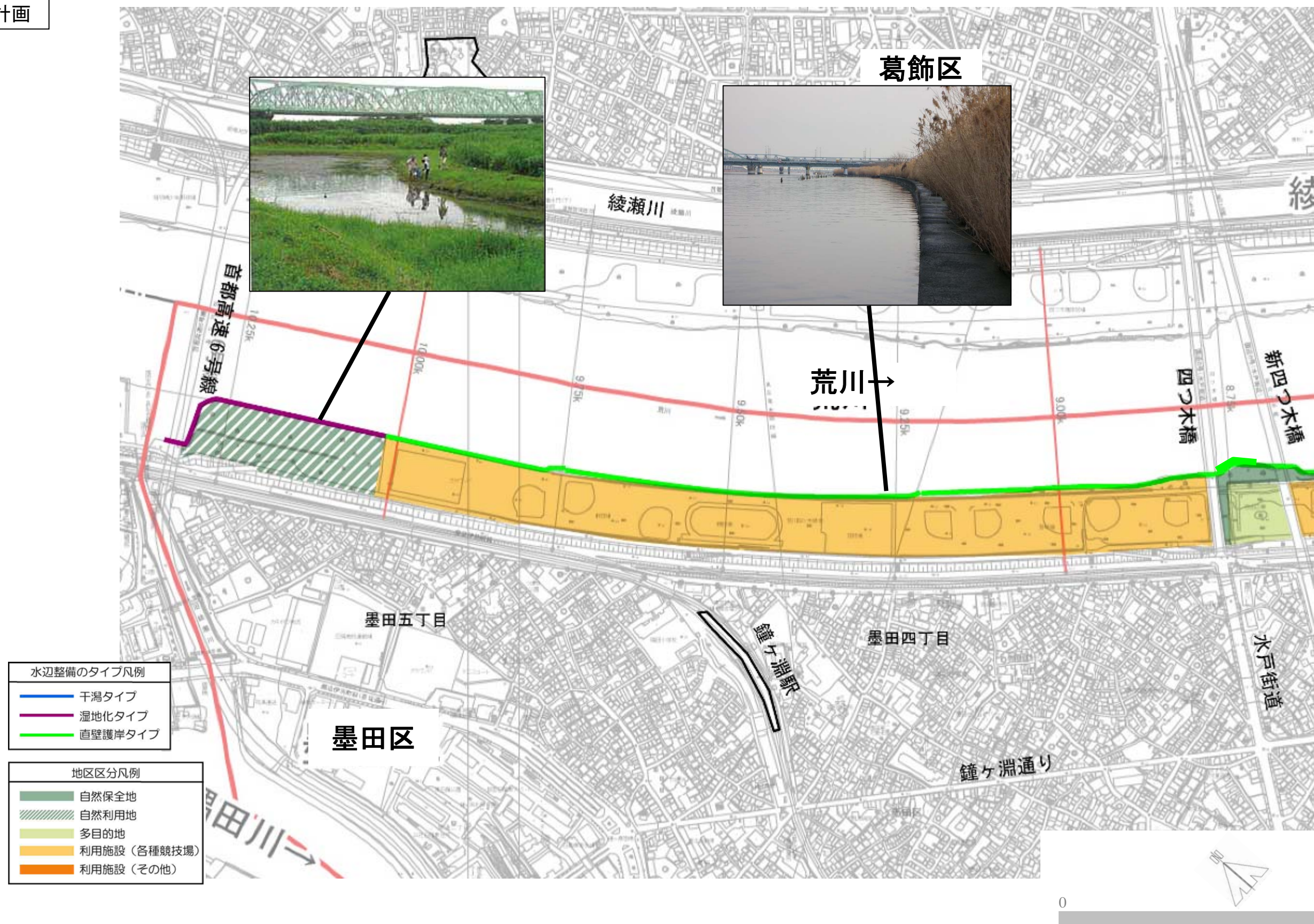


図 11 墨田区土地利用計画図(1/2)（墨田ブロック）

計画

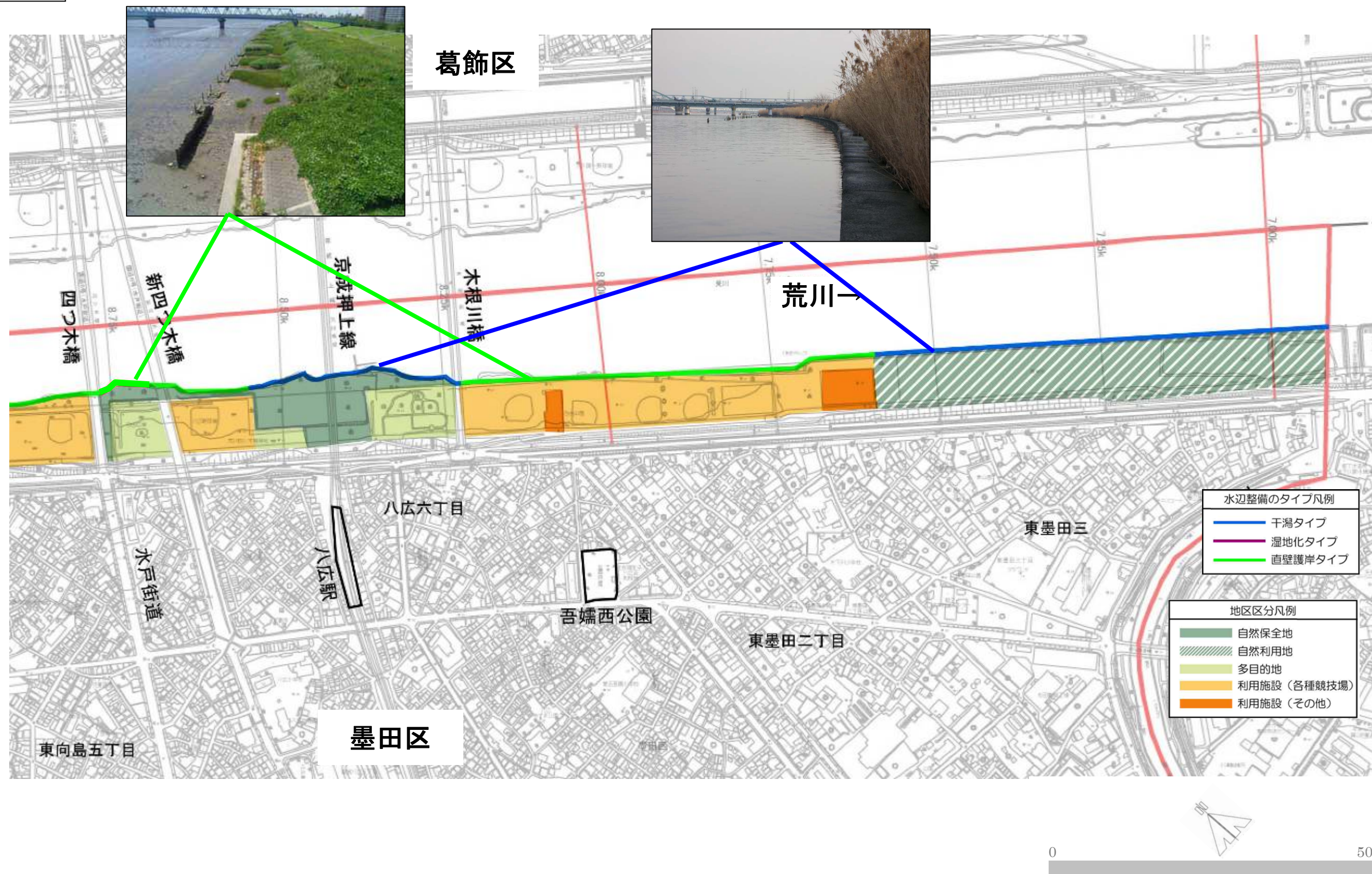


図 12 墨田区土地利用計画図(2/2)（八広・東墨田ブロック）

2.4 ブロック別計画

川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、地先の特性に応じて区分されたブロック毎の整備の考え方を示します。

2.4.1 現況土地利用

墨田区の荒川河川敷は、河口から 6.9 km～10.4 kmに位置しており、その低水路幅は約 200mです。河川敷の面積は、約 36ha であり、その内訳は自然地・干潟が約 17ha、グラウンドや公園・緑地等の多目的地・利用施設が約 19ha となります。利用地の詳細としては野球場 13 面、サッカー場 4 面、その他に多目的競技場があります（平成 23 年 3 月 31 日現在）。河川敷のうち、グラウンドを含む約 10ha は荒川四ツ木橋緑地として公園告示しています。

表 3 現況土地利用（平成 20 年度末）

土地利用項目	面積(ha)
自然地	4.23
干潟(自然地)	7.09
多目的地	1.93
利用施設	17.30
土砂仮置き場	5.87

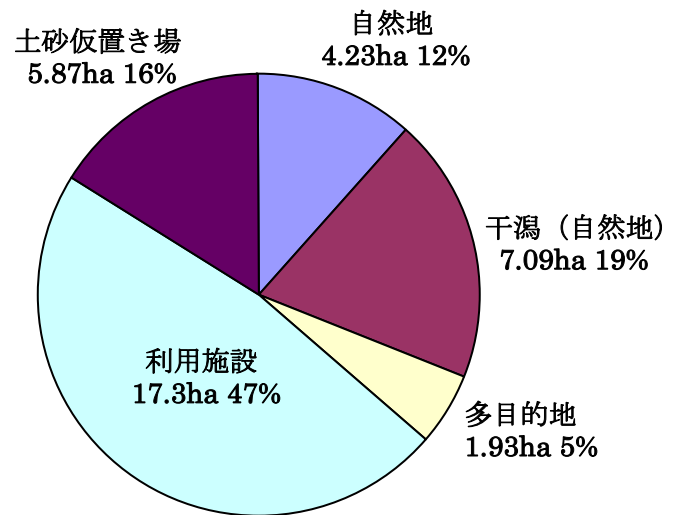


図 13 現況土地利用（平成 20 年度末）



2.4.2 ブロック区分

墨田区基本計画では、高齢者の生活行動や居住人口の均衡、最寄りの駅などを考慮し、区内に半径1,200～1,500m程度の同心円からなる6つのコミュニティエリアを設定し、各エリアの地域特性にあった公共施設の整備を進めています。

地区別計画策定にあたって、このコミュニティエリアの考え方をふまえ、墨田区の荒川河川敷を八広・東墨田ブロックと墨田ブロックの2つのブロックに区分し、それぞれの特性に合わせた整備を進めていきます。

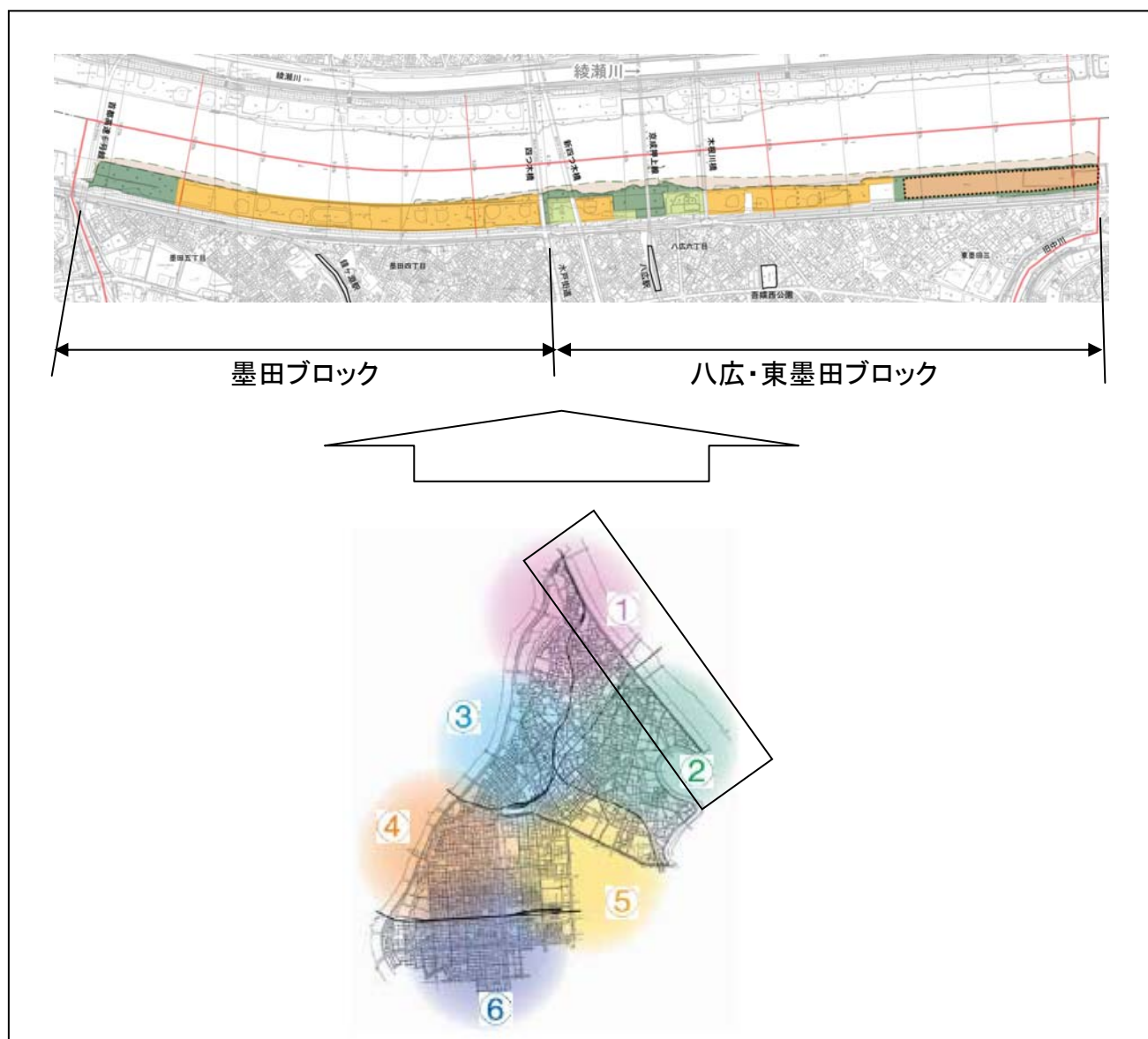


図 14 墨田区基本計画からみた荒川のブロック区分

2.4.3 ブロック別計画

(1) 八広・東墨田ブロック

1) ブロックの概況

- ・本ブロックは、区の北東端に位置し、下流部で木下川排水機場を経て旧中川、江戸川区と接しています。
- ・荒川へのアプローチは、京成押上線八広駅が近接しており、他に四ツ木橋、新四ツ木橋、木根川橋からとなりますが、いずれも河川敷へは、交通量の多い堤防上の道路を横断しなければなりません。
- ・堤内地は小規模の工場、倉庫等が混在した住宅密集地で、八広地区は準工業地域、東墨田地区は工業地域となっています。
- ・河川敷は、京成押上線を境に、上流は野球場、広場として利用されており、下流の約 300m の区間は、荒地と草地が混在した放置型の自然地となっています。水際部を中心にまとまったヨシ原やヤナギ等も見られ、野鳥の飛来が確認されている相対的に自然度の高い空間となっています。
- ・木根川橋より下流は、少年野球場等のスポーツグラウンドが連続しています。
- ・木下川排水機場周辺は、上流寄りが多目的広場、下流よりは高さの低い草地となっており、釣人も見られます。
- ・震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。



八広・東墨田ブロック付近の荒川（7.25km～9.0km）

2) これまでの成果

<これまでの成果>

- ・京成押上線橋梁の架け替えに伴い、ヒヌマイトトンボ保全のためのヨシ原を造成しました。
- ・木根川橋付近自然地を八広水辺公園として公園的整備ゾーンと自然的ゾーンに分けて整備をしました。
- ・河川敷利用のため駐車場、野球場、ゲートボール場、多目的グラウンド、広場、トイレ・水飲み場、日除けの整備が進められました。
- ・防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを布設しました。
- ・堤防の耐震性向上及び傾斜化を行いました。
- ・緊急用河川敷道路の整備をしました。

<取り組み課題>

- ・ヒヌマイトトンボ保全地については、人の手を入れた管理はヒヌマイトトンボの生態系に悪影響を与えるとの考えから、管理をしてきませんでした。その結果、水の出入りやゴミの堆積によりヒヌマイトトンボ保全地の地盤は徐々に埋まっていきました。現在ヒヌマイトトンボに関して約 10 年間整備・調査を行っているところであり、調査の結果を受けて、自然地の整備・維持管理について見直しも含めた議論を今後荒川市民会議にて行っていきます。
- ・大規模な自然地とともに、上流側グラウンドとの緩衝帯となる緩衝帯エリアの整備が進んでいません。
- ・緊急用河川敷道路内を高速走行する自転車による事故が発生しています。荒川河川敷利用ルールを周知し、マナーや意識の向上を図っていきます。

●1996 墨田区地区計画図



図 15 1996 墨田区地区計画（八広・東墨田ブロック）

●進捗状況図

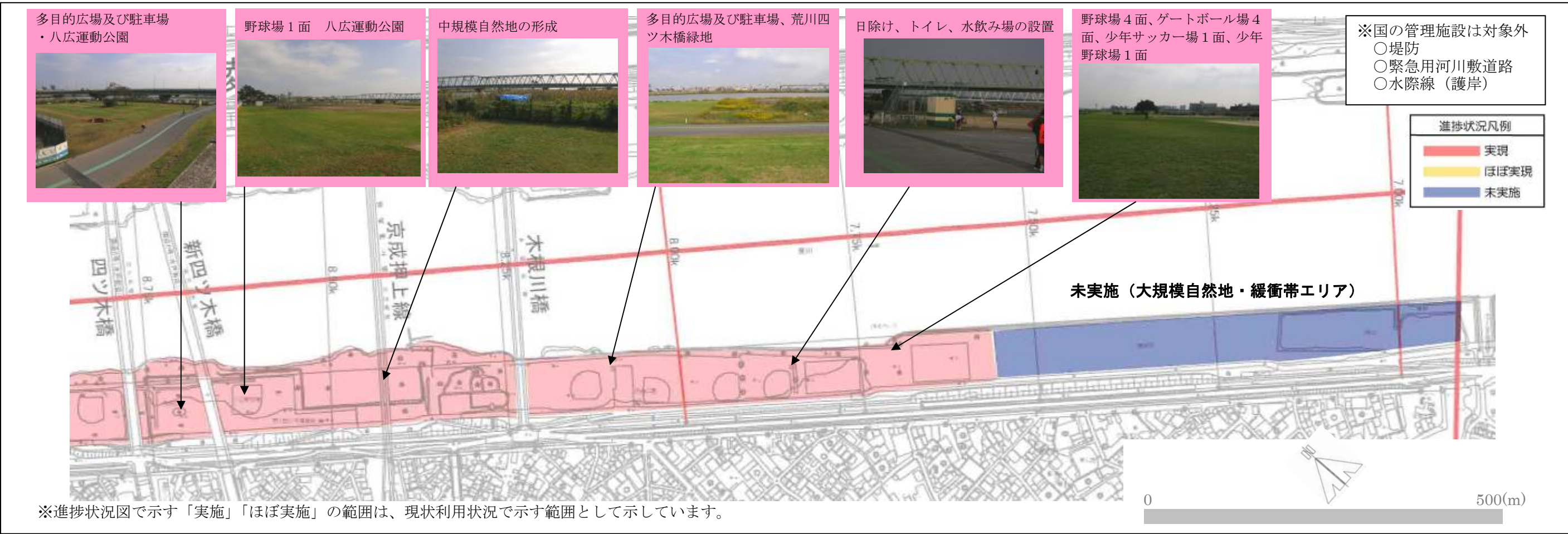


図 16 進捗状況図（八広・東墨田ブロック）

【八広水辺公園】

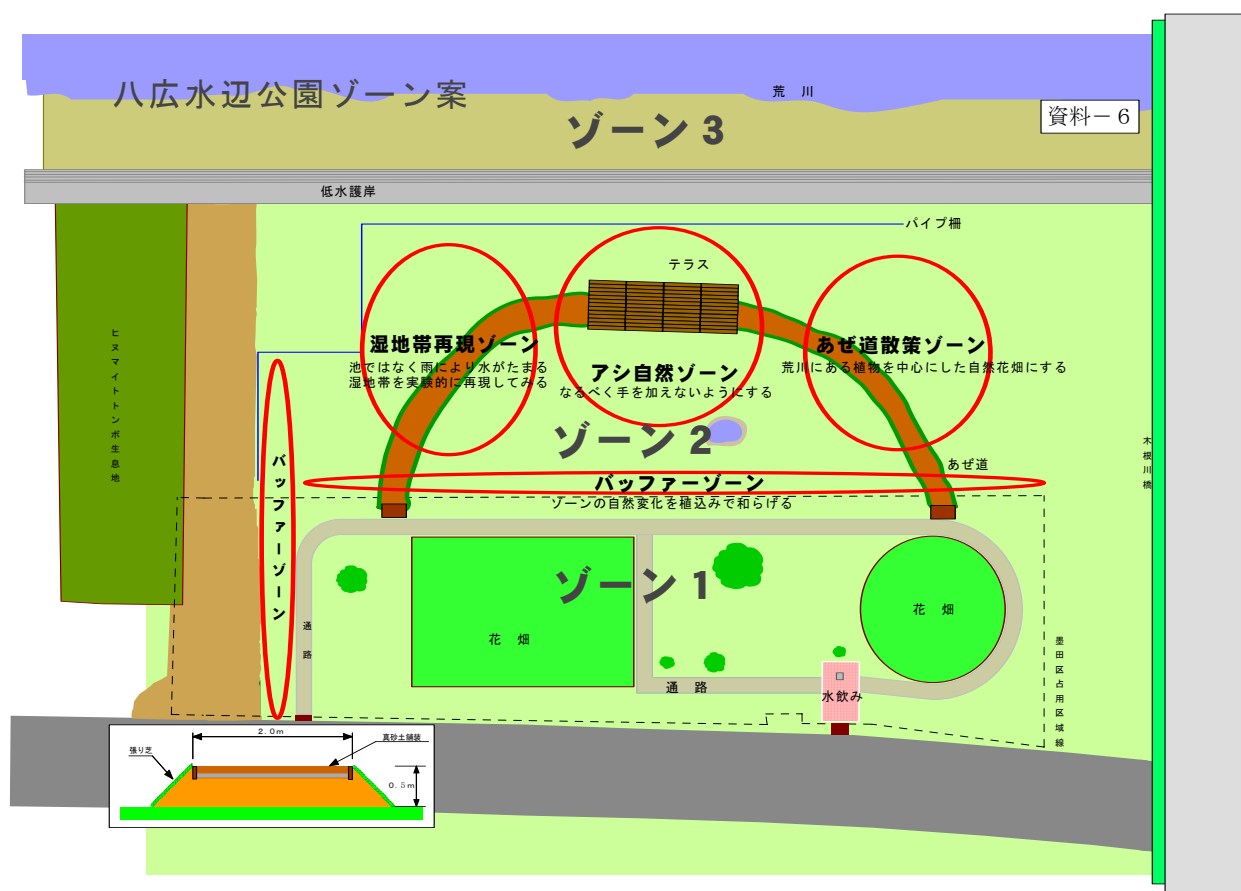
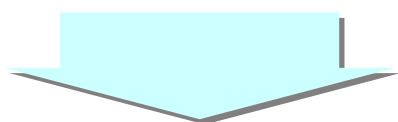


図 17 荒川市民会議作成のイメージ



実際の整備後



3) ブロック別計画

〈ブロックの目標・整備方針〉

- ・京成鉄橋の上流約350mと下流約250mの区間は、自然利用ゾーンとして現況の自然性を活かし、多様な生物の生息場所として規模の大きいヨシ原を中心とした湿潤性の自然地の拡大を図ります。また、市街地の中の自然とのふれあい拠点として、アクセスの利便性を活かし、堤内地との一体性、ネットワーク性、アプローチの向上を図ります。
- ・木根川橋より下流へ約800mの区間はスポーツグラウンド利用のための整備ゾーンとし、利用施設の充実とともに景観的にも良好な水辺らしい自然度を高める整備を図ります。
- ・木下川排水機場より上流約500mの区間は、水辺の自然とのふれあい拠点となる大規模自然地として整備を図ります。ワンドや湿潤なヨシ原の創出により、自然性豊かなことから、堤内地との一体性、水辺ネットワーク性、アプローチの向上を図ります。

〈ブロックの取り組み内容〉

①木根川橋自然保全エリア（京成押上線より上流へ約100m、下流へ約200mの区間）

- ・ヨシ原が分布し、多様な生物の生息地となっており、これらの保護、保全を図り、遠くから観察することを基本とした「木根川橋自然保全エリア」とします。
- ・ヒスマイトトンボ生息地も含め、多様な水生動物が生息できる自然環境を保全します。

②木根川下流スポーツエリア

- ・既存のスポーツ施設の利用度が高いエリアとなっており、スポーツ活動の拠点とした「木根川下流スポーツエリア」とします。

③自然ふれあいエリア（木下川排水機場より上流500m区間）

- ・江戸川区及び旧中川と接した区域で、その連続性を活かした出会いの場とし、「木下川排水機場自然・ふれあいエリア」として整備します。

●ブロック別計画（八広・東墨田ブロック）全体イメージ図



(取り組み内容)

- 1) 木根川橋自然保全エリア
(京成押上線より上流へ約 100m、下流へ約 200mの区間)
- 土地利用区分
 - ・土地利用区分は自然利用地とする。
 - 整備内容（第7期荒川区民会議より）
 - ・ヒメマイトトンボ生息地も含め、多様な水生動物が生息できる自然環境を保全します。(図 19 参照)
 - 水際タイプ
 - ・水際はヨシ原の保全を図るため干潟タイプとします。

- 2) 木根川下流スポーツエリア
- 土地利用区分
 - ・土地利用区分は自然利用地とします。
 - 整備内容
 - ・従来どおりスポーツ系の利用を基本とし、トイレ、水飲み場等の施設の充実を図るとともに、自然地との境界に緩衝帯エリアを設けるなど自然度の向上に配慮した整備を行います。
 - ・地震時に堤防が大きく崩れ、市街地に被害を及ぼすことがないように、堤防の耐震性向上対策を行うとともに、堤防の川表側の傾斜化と緑化を行い、堤防と河川が一体となった親しみやすい空間を創ります。
 - ・護岸沿いに遊歩道を整備します。
 - 水際タイプ
 - ・水際は、木根川橋下流約 400mは親水タイプの傾斜型護岸もしくは階段護岸とし、遊歩道を設置します。その他の部分は直壁護岸タイプとします。

- 3) 自然ふれあいエリア（木根川橋排水機場より上流 500m 区間）
- 土地利用区分
 - ・土地利用区分は自然利用地（一部多目的地）とします。
 - 整備内容（第1・6期荒川区民会議より）
 - ・排水機場周辺は、釣りや自然観察など水辺の活動にも配慮した施設の整備を行います。
 - ・河川敷はススキなどの草地や水路、池などの水面、ヨシ原を中心とした湿地帯などを形成し、多様性のある水辺の自然として整備します。
 - ・子どもが水遊びでき、ゴカイ・シジミ等が採れるような干潟的なワンドを整備します。ワンド周辺は木陰や憩いの場となるように植樹します。また、ワンド内に木道を造ります。
 - ・自然地内に広場を整備します。広場には植樹をしたり、起伏をつけたりして、イベントができたり、個人でも遊べるような多目的に使えるものとしていきます。また、ベンチを設置し、花畑を造ります。花畑には季節の草花を植えます。(図 20 参照)
 - 水際タイプ
 - ・水際はワンド整備をするために湿地化タイプとします。

図 18 ブロック別計画（八広・東墨田ブロック）全体イメージ図

【木根川橋自然保全エリア 整備イメージ（第7期荒川市民会議より）】

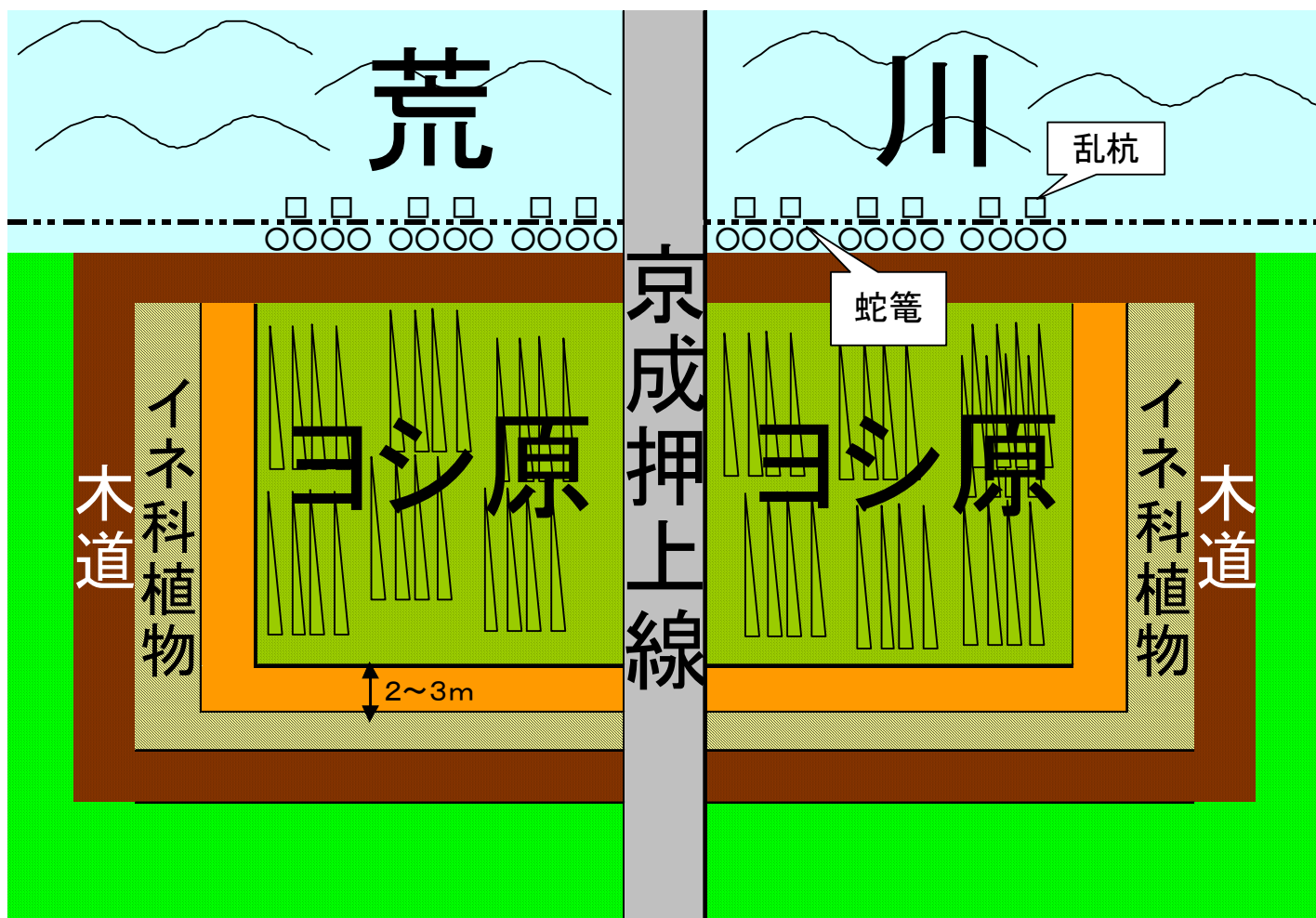


図 19 木根川橋自然保全エリア 整備イメージ（第7期荒川市民会議・自然地管理分科会より）

※「ヨシ原」については「アシ原」「葦原」などとも呼ばれますが、「ヨシ原」という名称で統一することにしています。

【自然ふれあいエリア 整備イメージ（第1・6期荒川市民会議より）】

維持管理に関する事項

- ・ワンド・干潟にするとゴミが溜まる。
常時入ってくるので完全に防ぐのは難しい。
- ・干潮時にも20～30cmは水深がないと、ゴミが流れ出ていかない。
- ・ゴミ除けに金網を張ったり、擬木の柵にロープなどを張ってはどうか。
- ・子どもの安全対策が必要。
- ・シルバー人材などを常駐させる。

水辺の整備に関する事項〈ワンド・干潟・砂浜など〉

- ・子どもが水遊びでき、また、ゴカイ・シジミが採れるような干潟的なワンドにする。
- ・ワンド周りは、木陰や憩いの場となるように木を植えたい。
- ・ワンドの中に木道を造ると面白い。



池・水路の整備に関する事項

- ・雨水や排水溝から流し込んだ水を利用したため池や、ため池からワンドへ水を流す水路などの意見も出ましたが、隅田水門付近の自然地にも水路を計画することから、最終的に広場の整備を行おうということになりました。

広場の整備に関する事項

- ・イベントができ、個人でも遊べるような多目的広場にする。
- ・木を植えたり、起伏をつけるようにする。
- ・花畑に季節の草花を植える。
- ・遊歩道を造る。
- ・ベンチなどを設置する。

図 20 自然ふれあいエリア 整備イメージ（第1・6期荒川市民会議・自然イメージづくり分科会より）

(2) 墨田ブロック

1) ブロックの概況

- ・本ブロックは、区の北端に位置し、足立区との区境にある隅田水門より旧綾瀬川を経て隅田川と接しています。
- ・荒川へのアプローチは、堀切駅、鐘ヶ淵駅(東武伊勢崎線)、四ツ木橋(水戸街道)からとなりますが、河川敷へは交通量の多い堤防上の道路を横断しなければなりません。
- ・堤内地の墨田地区は、小規模の工場が混在した住宅密集地で、準工業地域となっています。
- ・河川敷は、隅田水門より下流約 500m までの区間は、水際を中心にヨシ原が広がり、自然度の相対的に高い空間となっています。
- ・下流側の四ツ木橋までの約 1,100m の区間は、荒川四ツ木橋緑地をはじめとして、スポーツグラウンドとして利用されています。
- ・水際部は全域に狭いながらも干潟が連続し、ヨシ等の湿地性植物群落が見られます。
- ・震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。



墨田ブロック付近の荒川 (8.5km～12.0km)

2) これまでの成果

＜これまでの成果＞

- ・河川敷利用のためサッカー場・野球場・競技場、トイレ・水飲み場、日除けの整備が進められました。
- ・自然度の向上として低木・灌木の植栽が進められました。
- ・防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを布設しました。
- ・堤防の耐震性向上及び傾斜化を行いました。

＜取り組み課題＞

- ・中規模自然地の整備が平成23年度より開始されました。利用型自然地の実現に向けて、今後整備を進めていきます。
- ・スポーツ施設の利用のための駐車場について、現状では四ツ木橋から新四ツ木橋間の一部を土日に駐車場として開放していますが、全体的に見ると駐車場がまだ不足しています。
- ・リバーステーションの設置にあたり、リバーステーションへのアプローチ部分を整備する必要があります。アプローチ部分は状況に応じて、駐車場や移動販売車による飲食物の販売スペースとして活用できるよう整備をしていきます。
- ・緊急用河川敷道路内を高速走行する自転車による事故が発生しています。荒川河川敷利用ルールを周知し、マナーや意識の向上を図っていきます。

●1996 墨田区地区計画図

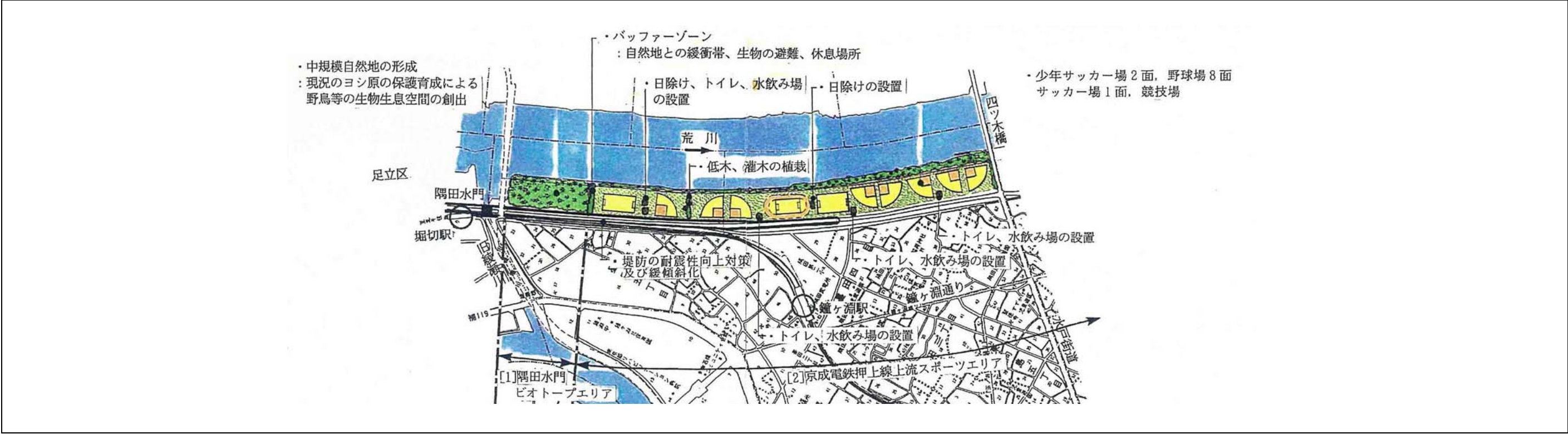


図 21 1996 墨田区地区計画（墨田ブロック）

●進捗状況図

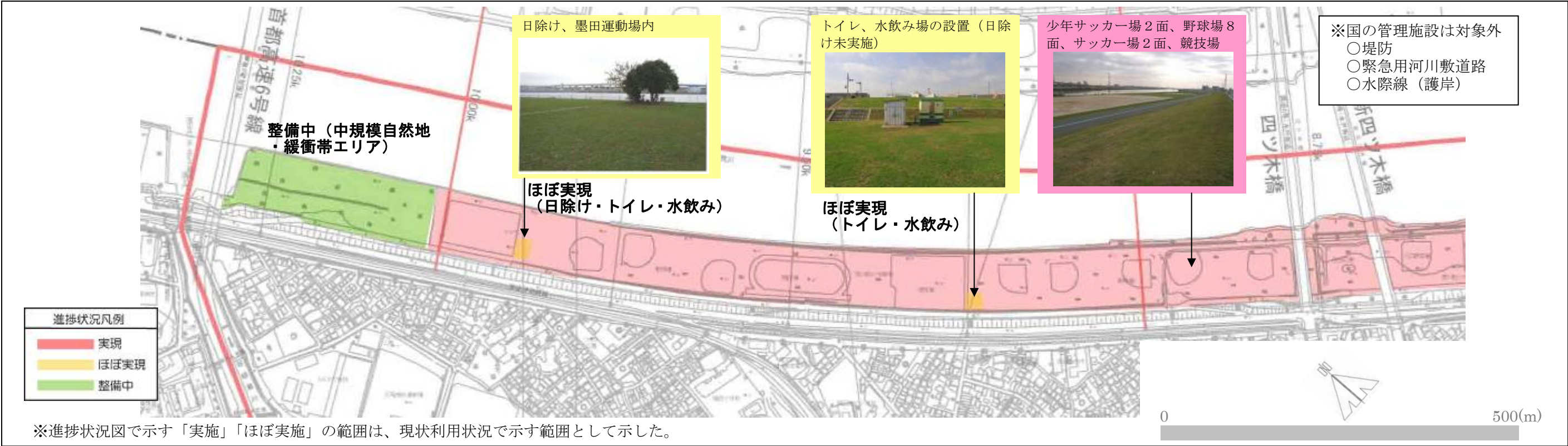


図 22 進捗状況図（墨田ブロック）

3) ブロック別計画

<ブロックの目標・整備方針>

- ・隅田水門より下流約 300m区間は中規模自然地として多様性のある規模の大きい自然地を形成し、多様な生物の生息できる環境とします。
- ・四ツ木橋より上流約 1,300mの区間は、スポーツグラウンド利用のための整備ゾーンとし、施設の充実を図るとともに、景観的にも良好な水辺らしい自然性を高める整備を進めます。

<ブロックの取り組み内容>

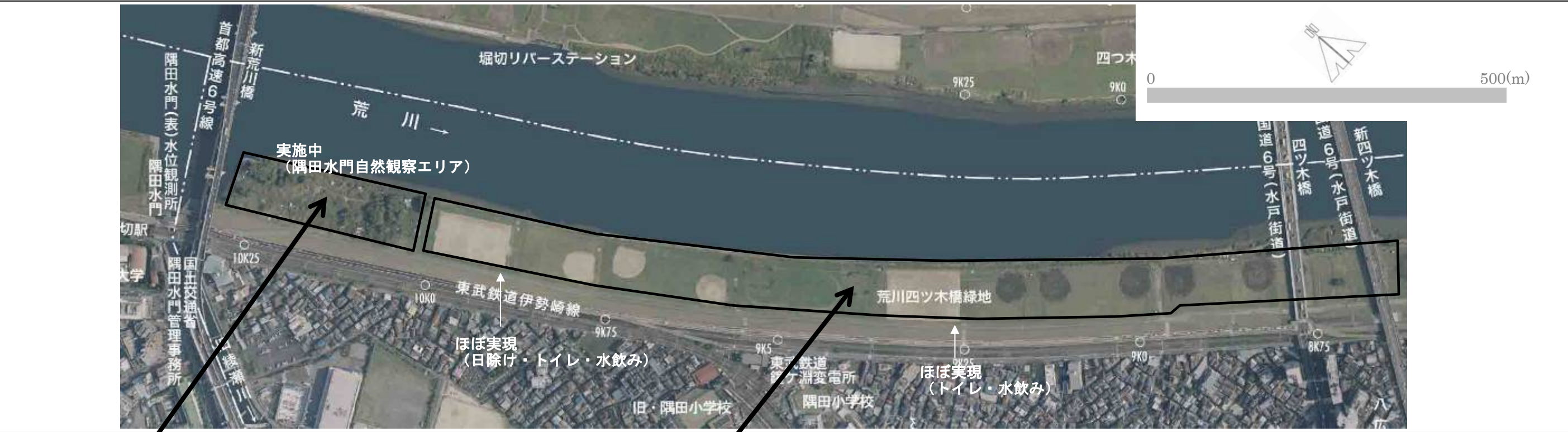
①隅田水門自然観察エリア（隅田水門より下流 300mの区間）

- ・広く湿地的な環境を創出し、水辺に親しめる空間とします。

②京成電鉄押上線上流スポーツエリア（四ツ木橋より上流へ約 1.3 km、下流へ約 2.5 km）

- ・既存のスポーツ施設の利用度が高いエリアとなっており、スポーツ活動の拠点とした「京成電鉄押上線上流スポーツエリア」とします。

●ブロック別計画（墨田ブロック）全体イメージ図



(取り組み内容)

1)隅田水門自然観察エリア（隅田水門より下流 300mの区間）

- 土地利用区分
 - ・土地利用区分は自然利用地とします。
- 整備内容
 - ・河川側は、地盤を引き下げて広く湿地的な環境を創出し、本川水域と連続した一体的な自然地として機能させ水辺に親しめる空間を確保します。
 - ・湿地には、木道などの散策路を設け、湿地環境が観察できるようにします。また、堤防側には、雨水を利用した淡水の水路を設置し菖蒲などを植え、憩いの場を設置するとともに、淡水系の水生昆虫の生息場所を確保します。
 - ・地盤引き下げ箇所に自生している既存樹木は伐採します。地盤引き下げ箇所以外についても、大きくなりすぎた既存樹木は伐採し、木陰を提供する樹木を新たに植栽します。
 - ・上流側及び堤防側は、草丈の低い草地とし、一部パッチ状に草丈の高い草地を残すとともに、中央部には利用拠点となる広場を設置します。
- 水際タイプ
 - ・水際は満潮時は湿地となるように湿地化タイプとします。

2)京成電鉄押上線上流スポーツエリア（四ツ木橋より上流へ約 1.3 k m、下流へ約 2.5 k m）

- 土地利用区分
 - ・土地利用区分は利用施設とします。
- 整備内容
 - ・現況の野球場、陸上競技場、サッカー場等の利用形態は基本的に変更せず、低木の植栽や自然地との境界に緩衝帯エリアを設けるなど、自然性の向上を配慮するとともに、トイレ、水飲み場などの施設の充実を図りスポーツエリアとしての機能を高めるような整備を進めます。
 - ・災害時防災用の船着場としてリバーステーションの設置を検討します。平時は舟運観光の場として、災害時は災害復旧の拠点として活用します。設置箇所は「防災」「環境」「利用」の観点から検討します。（第 1・6 期荒川市民会議より）
- 水際タイプ
 - ・原則として直壁岸タイプとします。ただし河川敷や水辺の活用方法に応じ護岸を傾斜状もしくは階段状の親水タイプとすることも検討します。
 - ・リバーステーション設置の検討を踏まえ、設置に際しては護岸を傾斜状もしくは階段状の親水タイプとします。その他の水際については直壁岸タイプとします。

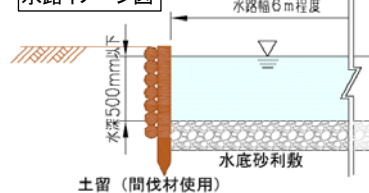
図 23 ブロック別計画（墨田ブロック）全体イメージ図

【隅田水門自然観察エリア整備イメージ（第1・6期荒川市民会議より）】

〔水路・湿地〕 整備に関すること

- ・水路の水深50cm（こどもの安全基準）、こどもがザリガニ採り等で遊べる水路がいい。
- ・水路幅は6m位あってもいい。子供の遊び場は広い方がいい。
- ・満ち潮の時は下流から引き潮の時は上流からの流れが生じる。
- ・水路の土留には間伐材を利用する（10年位はもつ）。
- ・荒川本川側は低水位護岸にして、満潮時に湿地になるようにする。
- ・水路より土手側は遊歩道や花畑を整備して湿地を外からも楽しめる様にする。
- ・水路の出入口部にはゴミ進入防止柵を設置する。

水路イメージ図



〔植生〕 整備に関すること

- ・I期のイメージではほとんどヨシ原。既に自生している樹木は残す。
- ・観察台の周りに樹木を植えて木陰をつくる。
- ・樹木は面積当たりの本数が決められている様だが、ゴルフ場と比べればもっと植えていいのではないかな。
- ・花畑（クローバー等）があればよい。八広水辺公園は園児が来るようになった。

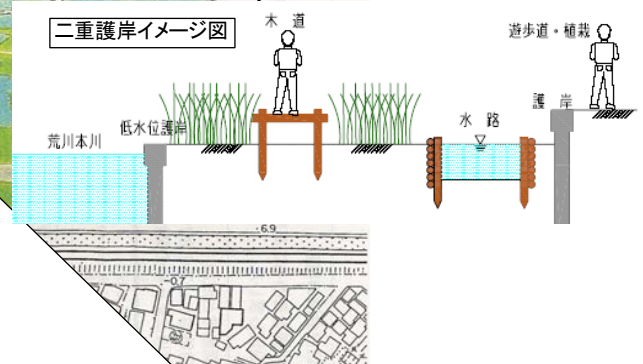
〔植生〕維持管理に関すること

- ・ヨシ・ガマは窒素・リンを吸ってくれる。刈り込めば水質浄化効果が期待できる。
- ・現況のヨシ原を残せば整備コストもおさえられ維持も容易になるのでは。

〔水路・湿地〕 維持・管理に関すること

- ・維持管理はボランティアでは難しい（年数回は刈り込みを）。
- ・整備後の維持は長期的にお金のかからないように。
- ・ヨシ原が多いと物騒になるのでは。
- ・刈り込み等の人的な維持管理は必要。
- ・こども達が安全に利用できるように見通しのきく植生が好ましい。

二重護岸イメージ図



〔遊歩道、木道、橋〕 整備に関すること

- ・100m規模の木道と水路が一体となったものを整備。
- ・湿地帯の木道とは別に外周に遊歩道を設ける。
- ・水路の出口と入口に橋を架けたい。
- ・老人でも散歩できるように、緊急道路とは別に土の遊歩道を整備。
- ・標識を設置し、サイクリングとは区分けする。

図 24 隅田水門自然観察エリア 整備イメージ（第1・6期荒川市民会議・自然地イメージづくり分科会より）

3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」の実現に際しては、沿川市区民と沿川自治体による2市7区荒川市民会議が開催され、これをとおして各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も荒川をより身近な川として親しみ、みんなで育んでいくことが大切です。このため、今後とも沿川市区民と沿川自治体・国との協働による計画の推進がますます重要です。

以上を受け第3章では、沿川市区民と沿川自治体や国のなすべき役割分担を明らかにするとともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

3.1 基本的な考え方

3.1.1 管理計画策定の背景

河川敷は「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」に基づき整備が進められています。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、区民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺を利用や環境、防災等に配慮して適性に管理していくことが一層重要となっています。

またこれからの川づくり計画は、単に創るためだけのものではなく、荒川を守り育ててゆく計画としても機能することが大切です。このため沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する区民の方々との協働により荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

3.1.2 管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地について「荒川将来像計画 1996 全体構想書」では、荒川下流部の河川敷の自然度を向上させるため、自然地の自然を育むことを優先してきましたが、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていなかったこと、などの理由から、維持管理が十分に行き届いていない箇所もあり、生物多様性の観点から外来種の侵入などによる生物種数の減少が懸念されています。また洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題も指摘され、良好な自然環境が形成されないことが課題となっています。このことから「荒川将来像計画 2010 推進計画」では、自然地を適切に維持管理していくことを理念とし、ある程度人の手を入れた維持管理をしていくこととしています。

利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、ゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ゴミの不法投棄、犬の放し飼い等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

3.1.3 管理計画の手法

区民に様々な使われている荒川を維持するには、「河川の現状把握」「維持管理水準の確保」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の現状把握」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる異常の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等のパトロール、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準の確保」としては、堤防、高水敷の草刈等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕などが必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる異常の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理、犬の放し飼い等の迷惑行為への対策についての検討などが必要となります。

3.2 行政と区民の役割

区民と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と市民活動の役割分担を明確化し、区民が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「市民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため国は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取り組みを行います。

区は河川敷を利用する市民への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取り組みを行います。

区民は公共空間である荒川河川敷において、ゴミを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本になります。

3.2.1 国土交通省（河川管理者）が行う維持管理

荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取り組みを行っていきます。

「河川の現状把握」のための対策として、測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等のパトロール、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

また、「維持管理水準の確保」のための対策としては、堤防の草刈り等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕などを行っていきます。

さらに、「快適な利用の提供」としては、護岸、坂路、散策路、などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

3.2.2 墨田区が行う維持管理

墨田区は、荒川の河川敷の占用区域の維持管理を担当しています。占用区域の用途としては自然地部分とグラウンド部分からなり、各々について以下のような維持管理をしていきます。

自然地部分については、除草やヨシの刈り取り、花壇管理、ベンチ等の施設の修繕を行います。

樹木については、これまでは自然の成長に任せて、あまり人の手を入れた管理をしてきませんでしたが、その結果、自然地の樹林化や外来種の繁茂等の問題点が出てきました。よって今後は、大きくなりすぎた樹木については剪定や伐採をするなど、ある程度人の手をいれた維持管理をしていきます。

グラウンド部分については芝刈りやトイレ等の清掃を行い、利用者の快適性を意識した維持管理をしていきます。

その他に自転車の高速走行対策や大学等の教育機関と連携した調査・研究、維持管理のための仕組みづくりを行っていきます。

3.2.3 区民が行う維持管理

区民が行う維持管理は、動植物調査等による情報提供、クリーン活動の実施、川の通信簿の実施、不法行為の監視などの、河川の状況を把握するための調査・巡視・定期点検や河川の維持管理水準を維持するために必要な活動が期待されます。

また、ワンド・生物の生息空間等の管理や自然観察会等の実施などにより、河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

3.2.4 協働で行う維持管理

荒川の良い河川空間を維持管理することは国、墨田区、区民それぞれが単独では行うことができません。お互いの役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすとともに、連携し協働した維持管理をしていくことが必要となります。

国、墨田区及び区民の役割分担は概ね以下のようになります。

表 4 維持管理の役割分担（例）

管理の手法 ※治水のための管理項目	管理の主体		
	国	自治体	市区民
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データ収集（測量）			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影※	○		
○基本データ収集（河道状況把握）			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○	○	○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視※	○		
○基本データ収集（水文調査）			
水位・水質観測※	○		
○河川区域等における不法行為の発見			
不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	○	○	
○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	○		
維持管理水準を維持するために実施すべき対策			
○河川敷の清掃管理			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、トイレ・運動場等の清掃		○	○
○河川敷の植物管理			
高水敷の占用施設の除草・大規模な機械除草、除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の植物管理		○	○
○河川敷の施設管理			
トイレ、遊具、ベンチ、安全柵、看板、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の管理（植物管理）	○	○	○
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策			
河川構造物の修繕※	○		
○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応			
住民（水防団）、自治体、国の連携した出水前・出水時の対応※	○	○	○
渇水時・水質事故時の対応※	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	
快適な利用の提供			
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
○河川区域等における快適な利用			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）		○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○	○	○
大学と連携した調査・研究		○	
維持管理のための活動支援（用具提供など）		○	○
維持管理のための仕組みづくり（組織・制度など）		○	
○利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	

3.2.5 場所ごとの維持管理内容と役割分担

荒川には、河川・堤防・自然地・運動場など、様々な場所があります。場所が異なれば維持管理の内容も異なり、それに伴って維持管理の役割分担も変わってきます。ここでは荒川の場所ごとの維持管理内容と役割分担を以下の観点から検討したうえで整理します。

☆考慮する観点

治水・防災の観点

正常な流水の維持、洪水の防止や災害時に緊急避難場所として活用する。

自然環境の観点

都心部における貴重な自然空間の確保。

利活用の観点

スポーツやレクリエーションなどに利用する。

○ 堤防、護岸の維持管理



観点	維持管理内容（例）	役割分担	国	区	区民
治水・防災	- 破損等の異常がないかの定期点検 - 異常があった場合の修繕 - 堤防法面の草刈り	- 河川管理者である国が主体となって行います。 - 堤防法面については区で占有していないため、国が行います。	○		
自然環境の保全	- 堤防法面の草刈り - 水際の草刈り	水際の草刈りについては区で占有している区域については区が、占有していない区域については国が行います。	○	○	
利活用					

○運動施設（グラウンド等）の維持管理



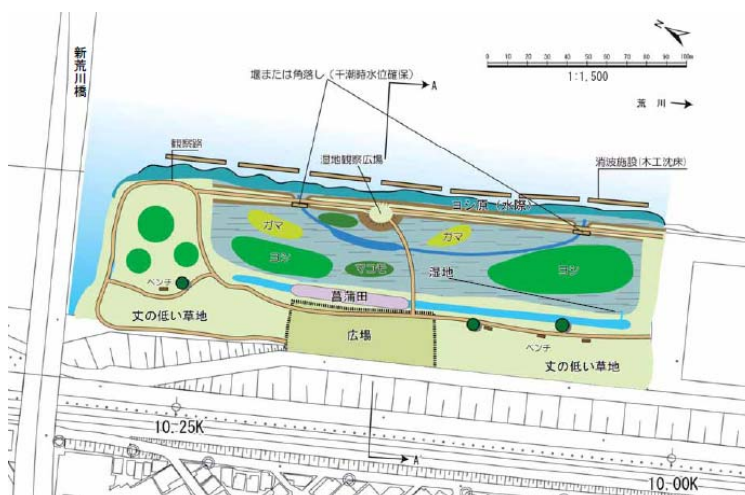
観点	維持管理内容（例）	役割分担	国	区	区民
治水・防災					
自然環境の保全	ゴミ拾い等の清掃	- 区が占有しているため、区で行います。 - 施設利用の際に出たゴミについては、施設利用者が適切に処分します。		○	○
利活用	施設（ベンチ・トイレ等）の点検・修繕	- 区が占有しているため、区で行います。 - 施設利用者は施設の破損等を発見した場合には区に連絡をします。		○	○

○ 河川の維持管理



観点	維持管理内容（例）	役割分担	国	区	区民
治水・防災	河川改修のためのデータ収集（測量等）	河川管理者である国が行います。	○		
自然環境の保全	水質調査		○		
利活用	船舶通航のルールのお知らせ		○		

○ 自然地の維持管理



観点	維持管理内容（例）	役割分担	国	区	区民
治水・防災					
自然環境の保全	- 生物・植物の生息調査 - ゴミ拾い等の清掃、草・ヨシ原の刈り取り - 湿地内の水路の掻い掘り	- 生物・植物の生息調査については国が主に行い、区・区民は自然観察会等を通じて調査を行います。 - ゴミ拾い等の日常的な維持管理については、区で占有している区域については区が、占有していない区域については国が主に行います。 - 区民は荒川クリーンエイド等のイベントを通じて維持管理に関わっていきます。	○	○	○
利活用	- 自然・水生生物の観察会 - 花壇を活用した環境学習 - 菖蒲田作り - 刈り取ったヨシを活用したヨシズ製作	- 区が主体となり、区民、学校等の団体とともにイベントの企画・運営を行います。 - 企画したイベントの広報やイベントの実施に必要な用具の貸し出し等の支援活動は区が行います。		○	○

○ リバーステーションの維持管理



観点	維持管理内容（例）	役割分担	国	区	区民
治水・防災	維持・修繕等 災害時の活用	- 維持・修繕等については国・区で行います。 - 災害時については墨田区地域防災計画・荒川下流防災施設活用計画に基づき、国・区が連携して活用します。	○	○	
自然環境 の保全					
利活用	舟運観光等による平常時利用	- 区・区民が水上イベント等で活用していきます。 - 区が民間事業者に向けて舟運観光で活用していただけるように呼びかけていきます。		○	○

○ 緊急用河川敷道路の維持管理



観点	維持管理内容（例）	役割分担	国	区	区民
治水・防災	- 破損箇所の補修・修繕 - 災害時の活用	- 日常的な補修・修繕については国が行います。 - 災害時には墨田区地域防災計画・荒川下流防災施設活用計画に基づき、国・区が連携して活用します。	○	○	
自然環境の保全					
利活用	高速走行自転車へのルール周知・指導	- 国・区は広報紙、ホームページ、看板設置や現地でのマナーアップキャンペーン実施等によりマナー周知を行い、マナー違反者を発見した場合は指導します。 - 区民はマナーを守るよう心がけるとともに、マナー違反を発見した場合は国・区に通報します。	○	○	○

○ その他全般的維持管理

観点	維持管理内容（例）	役割分担	国	区	区民
治水・防災	防災訓練等による活用	国・区・区民が行います。	○	○	○
自然環境の保全	維持管理のための仕組みづくり	区が主体となって、荒川市民会議等を通じて区民とともにを行います。		○	○
利活用	- 利用実態の調査（要望・苦情等） - 不法行為・不法占用、不法工作物の監視 - 荒川下流部河川敷利用ルール周知・運用	- 利用実態の調査、不法行為・不法占用、不法工作物の監視については、国・区が行います。 - 荒川下流部河川敷利用ルールの周知・運用については、国・区は広報紙、ホームページ、看板設置や現地でのルール周知キャンペーン実施等によりルールの周知を行い、ルール違反者を発見した場合は指導します。 - 区民はルール違反を発見した場合は国・区に通報します。 - 区は区民がルール違反等を通報するための連絡先を掲載した案内看板を現地に整備します。	○	○	○

※ ここで挙げた維持管理内容、役割分担はあくまでも例示です。維持管理内容、役割分担の詳細については場所ごとに実施要領を作成し、その中に記載していくこととします。

3.3 河川敷の管理計画

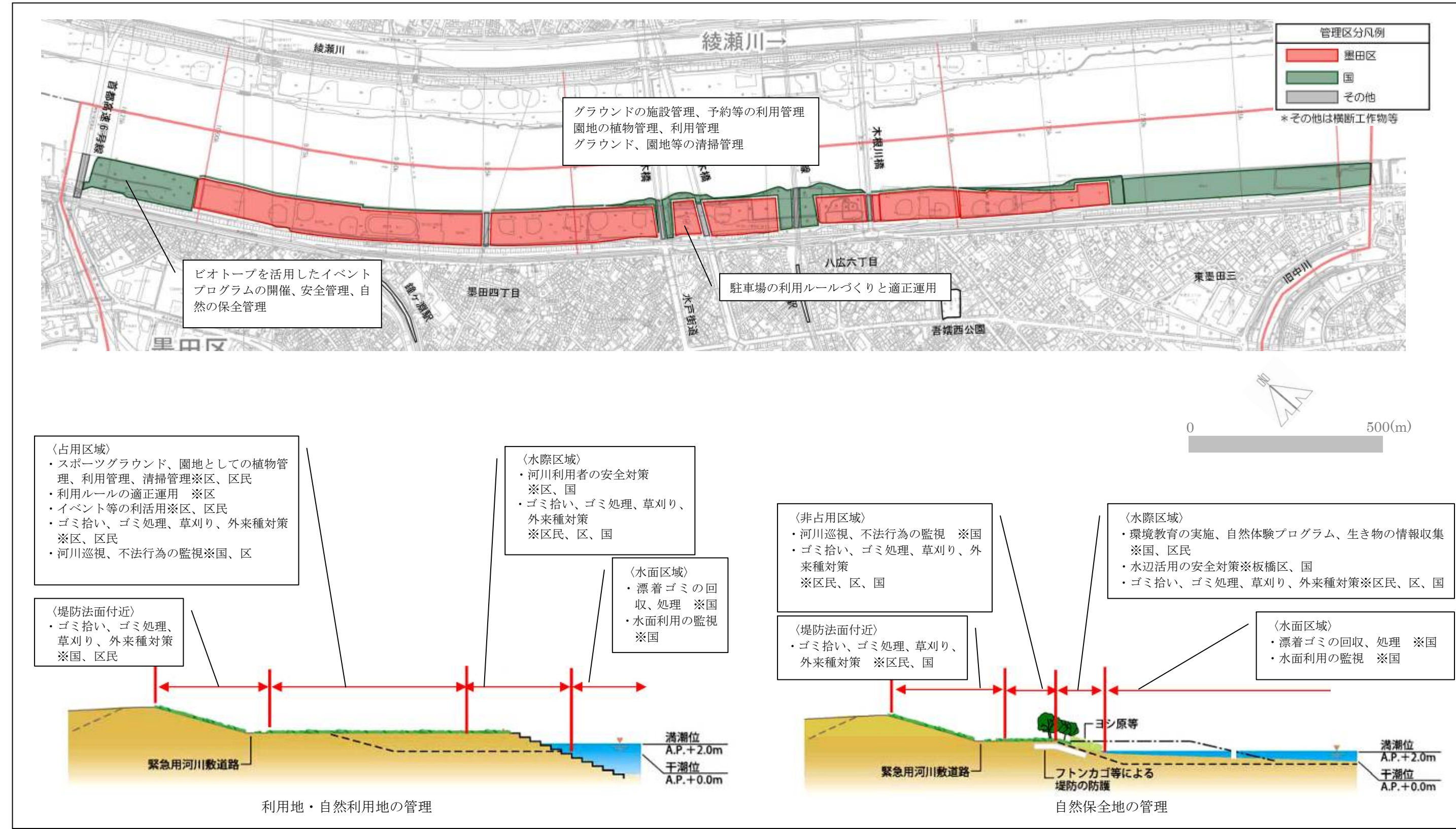


図 26 墨田区河川敷管理区分図

3.4 自らできる川づくり支援の仕組み

荒川では様々な区民による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する区民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため行政と区民の連携のもと、将来に渡り継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる市民活動への支援を推進する必要があります。

墨田区では自らできる川づくり支援のメニューを表 5のとおりとし、国とともに取り組んでいきます。

表 5 自らできる川づくり支援の取り組み内容

No.	取り組み	内容	担当部署
1	荒川市民会議の運営	会議の場で、区民が荒川のあるべき姿について討議するため円滑な運営を行う	国：荒川下流河川事務所 調査課 墨田区：都市整備部道路公園課
2	市民活動の場の提供	知水資料館の3階を開放して、活動の場を提供している。	国：荒川下流河川事務所 調査課 墨田区：都市整備部道路公園課
3	ボランティア保険の設置	区民が清掃等を行う際に発生した事故に対処するための保険制度を設けている。	墨田区：総務部総務課
4	生涯学習センター内における活動団体の紹介	情報コーナーを設け、情報登録を行っているボランティア団体等を紹介している。	墨田区：教育委員会事務局生涯学習課
5	ボランティアシールの交付	清掃等のボランティア活動を行う際に出る廃棄物について、処理手数料が無料となるボランティアシールを交付する。	墨田区：環境担当すみだ清掃事務所
6	公園等ボランティア登録制度	ボランティア登録をした者に対し、墨田区が用具の提供等のボランティア活動に必要な協力をする。	墨田区：都市整備部道路公園課

4. 優先的に取り組む施策

ここでは、荒川の将来像を早期（数年内）に実施する計画を示します。

4.1 隅田水門自然観察エリアの整備・維持管理

<現状>

隅田水門自然観察エリアは将来像計画において中規模自然地として位置づけていますが、草木の成長を自然に任せてきたことや、自然地の維持管理方針が示されていなかったことから、樹木の繁茂、ゴミの不法投棄などの河川管理上の問題を抱えている現状にあります。

<整備>

隅田水門自然観察エリアについては、荒川市民会議第1期から第6期までの中で整備イメージ図の作成を行っています。この整備イメージ図を元に整備を行っていきます。

具体的な整備としては地盤引き下げ箇所に自生している既存樹木や大きくなりすぎた既存樹木を伐採し、利用型自然地として湿地的な整備を進めていきます。また、自然観察ができるように、湿地の上に観察路と観察台を設置します。

<利活用>

整備完了後は、公園として開園させます。その後、公園内で定期的に自然観察会や清掃ボランティア活動を行い利活用していきます。



利活用のイメージ（写真は北区・こどもの水辺）

<維持管理・運営の役割分担>

隅田水門自然観察エリアの維持管理・運営を行っていく上での役割分担を、「維持管理作業」、「維持管理を計画的に行っていくための企画・運営」、「モニタリング」のそれぞれに区分して整理しました。また、整理にあたっては公園整備が完成するまでの準備期間、公園完成後の占用による管理を墨田区がはじめる移行期間、その後の本格実施となる将来時の3段階に区分しました。

準備期間

公園整備が完成するまでの準備期間は、国土交通省が管理の主体となります。

移行期間

墨田区による公園整備の完成後は、墨田区が占用し、公園として供用していくことになるため、数年間の移行期間を設け、墨田区が主体となった管理を行います。この帰還で、墨田区は様々な活動団体等からの協力を得ながら維持管理活動の試行を行い、モニタリングを行って、将来の仕組み構築に向けた検討を進めます。

本格実施時

将来的には、協議会のような組織によって活動団体、墨田区、国土交通省が相互に協力しながら管理・運営していきます。

※なお、役割分担の詳細や取り組み内容等は試行とモニタリングを重ね、随時見直しを行うものとします。

表 6 役割分担及びスケジュール（例）

	活動や作業の種類	役割分担		
		準備期間 <1～2年目>	移行期間 <3～5年目>	本格実施時
日常的な 維持作業	・草地、湿地、ヨシ原の草刈り ・公園範囲内のゴミ拾い ・草刈りや清掃で収集されたゴミの処理 ・菖蒲田・淡水生物等観察水路の手入れ ・湿地内の水路の「かい掘り」	－（未整備）	【墨田区】	協議会 【町内会】 【近隣小学校】 【市民団体、NPO】 【教育・研究機関】
	・水際部のヨシ原の草刈り	【国土交通省】		
施設の維持	・散策路、ベンチ、木道など公園施設の補修、修繕	－（施設未整備）	【墨田区】	
	・護岸など河川管理施設の補修、修繕	【国土交通省】		
企画・運営	・維持管理、運営方針の立案、策定 ・協議会での役割分担の調整 ・イベントの企画・運営（観察会、環境学習会）	【墨田区】 【国土交通省】	各団体の代表者で協議会を組織して運営する 【町内会】 【近隣小学校】 【市民団体、NPO】 【教育・研究機関】 【墨田区】【国土交通省】事務局となる	
	・広報（ホームページ・区報掲載等） ・活動支援（道具の貸し出しなど）	【墨田区】 【国土交通省】		
モニタリング	・動植物の生息・生育状況の調査 ・調査結果のとりまとめ、評価	【国土交通省】	【町内会】 【近隣小学校】	【市民団体、NPO】 【教育・研究機関】 【墨田区】 【国土交通省】

<管理運営の仕組み>

整備直後は墨田区が主体となって維持管理をしていきます。墨田区は維持管理をしつつ、現地を利活用する団体を募集・育成し、将来的には、墨田区と利活用団体との間で自然地の維持管理・運営に関する協議会を立ち上げ、地域が一体となった協議会方式の維持管理を行っていきます。

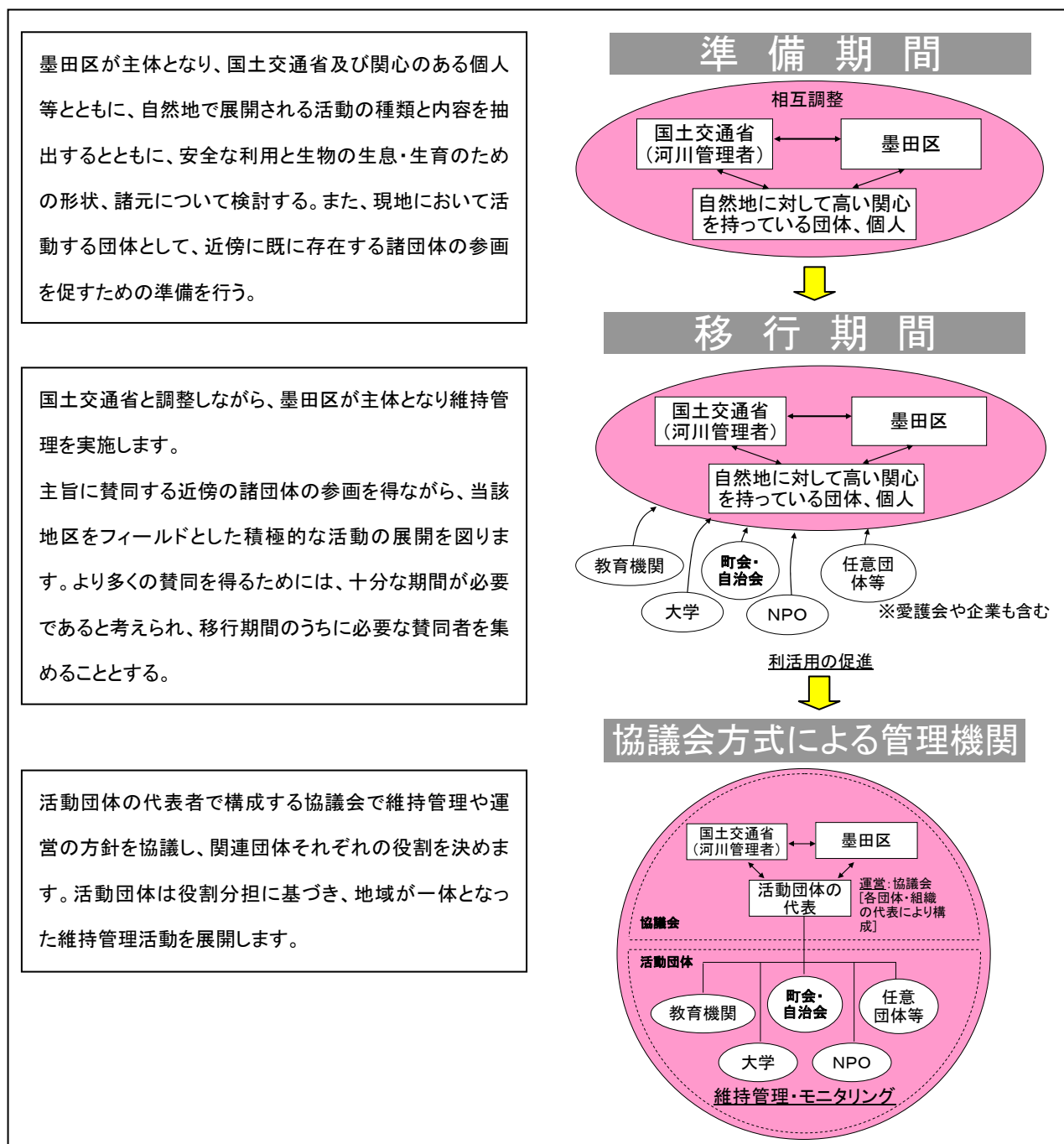


図 27 維持管理の仕組みの構築イメージ

<モデル化>

隅田水門自然エリアの整備・維持管理をモデルとし、他の自然地の整備・維持管理を進めていきます。

4.2 リバーステーションの設置

＜墨田区基本計画における位置付け＞

荒川河川敷内のリバーステーションは、災害発生時の緊急用船着場として利用するために、国土交通省及び沿川自治体により整備が進められています。

平成23年3月11日に東日本大震災が起これ、東北地方の太平洋沿岸を中心に甚大なる被害が発生、墨田区内でも震災当日に4,000人を超える帰宅困難者が出現するなど多大な被害が発生しました。この東日本大震災を教訓とし、これまで以上に防災活動機能を高めるために墨田区として区内に1箇所のリバーステーションを早急に設置する事が、墨田区基本計画の中で優先的に取り組む事業として位置付けられています。

＜目的＞

荒川河川敷は災害時の広域避難場所に指定されていますが、リバーステーションを設置することにより緊急物資輸送や帰宅困難者輸送等が行えるようにして、防災機能の拡充を図っていきます。また、平常時には水上バスの利用や水上イベントの充実を図っていき、賑わいの拠点となるよう活用していきます。



図 28 リバーステーションイメージ図

<大規模災害発生時の役立ち>

荒川河川敷は、墨田区内の広域避難場所の一つに指定されており、大規模災害発生時には37,600人の避難者を収容することが想定されています（墨田区地域防災計画・平成22年度修正版より）。

現状、墨田区内の荒川河川敷では、避難者の移動や緊急援助物資の運搬、救急車両等の緊急車両の通行といった防災活動については、陸路である緊急用河川敷道路を利用することが想定されています。リバーステーションが設置された場合、これらの防災活動について水路を活用できるようになり、陸路と水路を連携させた、より円滑な防災活動を行うことが可能となります。

また、リバーステーションの設置により、陸路では困難な大規模建設機械、多量の土砂・資材の運搬が行えるようになるため、災害復旧活動への役立ちも期待できます。



図 29 大規模災害発生時の活用イメージ（荒川リバーステーション整備計画より）

5. 計画の実施に向けて

地区別計画は、各地区における概ね 10 年後の姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進をしていくことが必要です。推進するにあたっては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第 5 章では、今後も地域とともに地区別計画を推進していける仕組みと計画変更プロセスを示します。

5.1 推進の仕組み

荒川将来像計画はこれまで、「荒川市民会議」の議論を踏まえて、沿川自治体の協力の下「荒川の将来を考える協議会」によって計画の推進を図ってきました。今後も地域との協働により地区別計画を推進していくことが重要です。

このため「荒川市民会議」や「荒川の将来を考える協議会」において、計画の評価システムとしての P D C A サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

内容の確認等をとおして、ブロックの土地利用計画や川づくり支援の取り組みについて変更の必要性が生じた場合は、課題等の分析を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

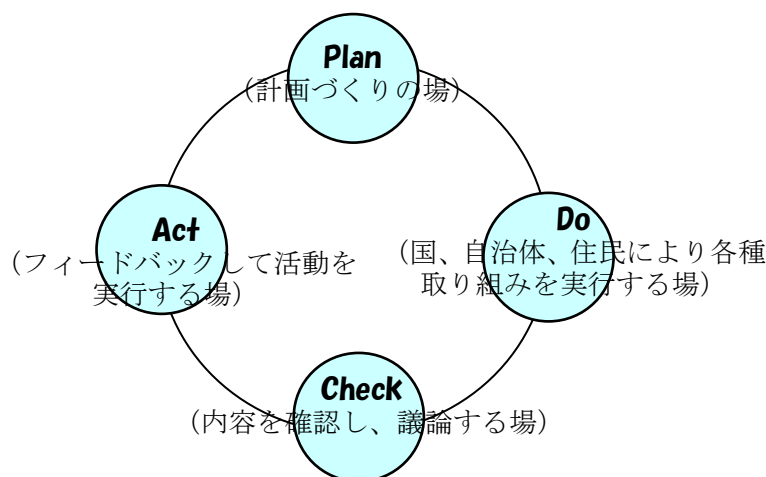


図 30 P D C A サイクルによる地区別計画の推進

5.2 計画の変更プロセス

地区別計画の策定後、変更の必要性が認められる場合は、「墨田区・荒川市民会議」等の地域住民の意見聴取を行いながら作成していき、当計画の変更にあたっては、国や隣接する自治体と調整の上で、「荒川の将来を考える協議会」で承認を得た後、変更することとします。

5.3 計画書の周知

本地区別計画を市区民と行政の連携のもと推進するためには、本地区別計画を市区民に周知していく必要があります。このため、「荒川将来像計画 2010 地区別計画」の説明会の開催や市区での意見募集、市区の懇談会・タウンミーティング等での議題提供、荒川知水資料館での企画展示などによる周知を推進します。

■問合せ先■

荒川の将来を考える協議会 事務局

墨田区区役所 都市整備部 道路公園課 TEL03-5608-6294

国土交通省 荒川下流河川事務所 調査課 TEL03-3902-2311（代表）